

# 市民公益活動支援及び協働促進に関する指針



河内長野市

平成18年12月

## 指針の策定にあたって

昨今、市民の意識が、「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」に変化するとともに、市民からのニーズも、かつてないほどに複雑化・多様化しています。

このような状況に対応するには、行政として十分な体制づくりが必要となりますが、現在の都市経営の状況を考えますとき、求められる全ての市民ニーズに、きめ細やかに対応していくことは、非常に難しくなっています。

一方、ボランティア活動などに生きがいを見いだしたり、大規模災害発生時に市民同士が助け合うなど、まちづくりに対する市民の意識は高まっています。

そのような時代潮流を背景に様々な考察を行いますと、行政のみならず、市民、事業者をはじめとする皆さんが、自らが持つ「知恵」を出し合い、「資源」を補い合うという「協働のまちづくり」がクローズアップされ、この考えを実行することが、市民の満足度を高めることにつながると考えています。

このような観点から、平成18年4月にスタートした「河内長野市第4次総合計画」には、「協働のまちづくり」をまちづくりの理念の一つとして掲げ、市民、事業者、行政が「協働」しつつ、自ら考え自ら実行する「自律的なまちづくり」の実現を目指しています。

また、この総合計画の策定と時を同じくして、河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会を設立し、貴重なご意見や真摯なご議論のもと、本年7月には、「市民公益活動の支援及び協働促進に関する提言」を頂戴することができました。

この提言には、今後とも行政が担うべき責任は担いつつも、これまでの「行政主導型」から、多様な担い手が信頼関係を構築し、それぞれが自らの知恵や資源を重ね合わせ、地域の課題などに取り組む「協働型」のまちづくりへと、行政運営の仕組みを転換する必要性が盛り込まれています。

このたび策定いたしました指針は、総合計画の理念と、その理念に沿った提言を最大限尊重し、本市が進める市民公益活動の支援及び協働促進に関する考え方や方策をまとめたものです。

今後は、この指針にもとづき、市民一人ひとりのお力添えのもと、「協働のまちづくり」が進展し、「自律的なまちづくり」の基礎が築かれることで、都市の将来像である「みんなで創る 潤いめぐる 緑と文化の輝くまち 河内長野」が実現するものと確信しています。

平成18年12月

# ● 目 次 ●

---

## はじめに

- 1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - 1. 本指針の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - 2. 本指針の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - 3. これまでの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - 4. 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 第1章 協働によるまちづくり

- 1. 今、なぜ協働が必要か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - 1. 協働とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - 2. 今、なぜ協働が必要か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2. 協働によるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
  - 1. 協働によるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3. 行政の担うべき役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
  - 1. 自治体運営の基本原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
  - 2. 行政が担うべき領域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - 3. 「行政主導型」から「協働型」へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

## 第2章 支援・協働のあり方

- 1. 市民公益活動の意義と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
    - 1. 市民公益活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
    - 2. 市民公益活動の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
  - 2. 支援・協働の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
    - 1. 支援・協働の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
  - 3. 推進のための役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
    - 1. 推進のための役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
-

### 第3章 推進の具体的な方策

●1. 市民公益活動の基盤づくり	25
1. 普及啓発・参加促進	25
2. 情報の収集・提供	26
3. 人材の育成・確保	27
4. 資金確保への支援	28
5. 活動拠点	29
6. ネットワークの促進	31
●2. 市民と行政の協働促進について	32
1. 協働促進のための環境整備	32
2. 協働事業の推進	33
●3. 市民相互の協働促進について	39
1. 特定のテーマによる協働促進	39
2. 特定の地域による協働促進	41

### 第4章 推進の仕組み

●1. ルールづくり	47
1. ルールづくり	47
●2. 体制づくり	48
1. 推進体制づくり	48
2. 中間支援組織の整備	50

---

## ● 1. はじめに

---

### 1. 本指針の目的

本指針は、「河内長野市第4次総合計画」の都市の将来像である「みんなで創ろう 潤いめぐる 緑と文化の輝くまち 河内長野」をふまえ、その理念の一つである「協働のまちづくり」を進めていくことを目指して、市民公益活動のさらなる活性化を図るとともに、様々な協働を促進するための、現時点での本市の考え方や方策などを明らかにしています。

なお、協働を進める上で、広報・広聴活動の充実や市政への市民参加の仕組みの構築などは欠かすことの出来ない要件ですが、本指針の対象は、市民公益活動の支援及び協働の促進に関することとします。

## 2. 本指針の構成

本指針は、以下のような構成となっています。

はじめに	○はじめに
------	-------

### 考 え 方

<b>第1章：協働によるまちづくり</b> 指針の目指すべきものを明らかにしています	○今、なぜ協働が必要か ○協働によるまちづくり ○行政の担うべき役割
---	--

<b>第2章：支援・協働のあり方</b> 支援・協働の考え方を明らかにしています	○市民公益活動の意義と課題 ○支援・協働の基本的な考え方 ○推進のための役割
---	--

### 方 策

<b>第3章：推進の具体的な方策</b> 具体的な推進の方策の方向性について明らかにしています	○市民公益活動の基盤づくり ○市民と行政の協働促進について ○市民相互の協働促進について
--	--

<b>第4章：推進の仕組み</b> 推進するための仕組みについて明らかにしています	○ルールづくり ○体制づくり
--	-------------------

### 3. これまでの経過

本指針の作成に至る経過は、以下のとおりです。

平成10年 8月	「河内長野ボランティア活動推進懇談会」が発足。
平成11年10月	ボランティア活動支援の考え方や具体的な方策をまとめた「市民のボランティア活動支援のための提言」を策定。
平成12年 6月	この提言の方策を実践していくために、同懇談会の一部メンバーを中心に、市内ボランティア団体や公募市民によって、「かわちながのボランティア活動推進委員会」を行政との協働により設立。
平成12年～現在	市委託事業である「ボランティア活動啓発交流促進事業」を同委員会に委託を行っており、現在、「情報提供」「学習機会提供」「交流促進」「相談・コーディネート」の各部会に分かれ、これまでの事業で積み重ねたノウハウやネットワークを活かしながら事業を展開。
<p>前回の提言策定以降、社会状況の急速な変化に伴い、市民ニーズが多様化・高度化しており、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しくなっています。また、地方分権の進展によって、行政は市民と一緒にまちづくりを行っていくことが求められているとともに、ボランティア活動などに生きがいを見いだす市民も増えてきています。</p> <p>これらの状況を見据え、自治会など地域型組織をも含めたさらなる市民公益活動の活性化を図りながら、様々な課題に行政だけでなく市民も含め、みんなで解決を図っていく「協働によるまちづくり」を積極的に進めていく必要があります。</p>	
平成16年 6月	前回の提言をもとに、地域の活動なども含めた市民公益活動の支援及び協働の促進について、その考え方や方策などを検討していくために、「河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会」を設置。
平成16年 6月～	上記懇談会を中心に、庁内組織である「河内長野市市民公益活動支援・協働促進委員会及び研究会」や、庁外組織であり、これまで支援策を展開してきた「かわちながのボランティア活動推進委員会」をはじめ、フォーラムや意見交換会などを通して、広く市民の参加を求めながら、市民公益活動の支援及び協働促進についての考え方や方策などについて討議を重ねる。また、平成18年5月に提言の中間案について、広く市民の意見を募集し、懇談会で検討のうえ、必要な部分について提言に反映。
平成18年 7月	河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会が「市民公益活動支援及び協働促進に関する提言」を策定。
平成18年12月	市が「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を策定。

## 4. 用語の定義

### (1) 市民公益活動とは

- ・市民の自発性・自主性に基づいた、公益性のある営利を目的としない社会貢献活動のこと。

#### ○公益について

公益とは：不特定多数の第三者の利益。(特定少数の利益であっても間接的に社会全体の利益につながる活動も含まれます。)

共益とは：特定の組織に所属するもの同士や、共通の利害関係者のための利益。

#### ○営利について

営利とは：利益追求を目的として活動すること。

(活動で生じた利益を、出資者や構成員に配分します。)

非営利とは：利益追求を目的としないで活動すること。

(活動で生じた利益は、構成員などに分配せず、次の活動のために使います。)

- ・事業者が「営利を目的としない社会貢献活動」を行う場合もあることから、ここでいう市民とは事業者も含めることとし、担い手としては営利活動が主たる目的なので「事業者」に変わりありませんが、活動そのものは「市民公益活動」と捉えます。
  - ・また、自治会などの地域型組織が行う活動のうち、地域課題の解決という側面では市民公益活動にあたりますが、親睦活動など公益性の低い部分は共益活動として除きます。
  - ・なお、宗教や政治、特定の公職の候補者や政党などを推薦、支持、反対することを目的とした活動は除きます。
- 
- ・市民公益活動についての判断は、その活動の担い手(次ページ参照)の性質よりも、活動の目的や内容について、公益性などの観点から総合的に行うことが望まれることから、それぞれの活動に応じた個別の判断が必要となります。

## (2) 市民公益活動の担い手について

### ①市民とは

#### a. 市民公益活動団体

市民公益活動を主たる活動とする団体（※1参照）

- テーマ型組織：特定のテーマを目的に活動する団体

NPO法人（注1）、ボランティア団体など

- 地域型組織：特定の地域の必要性から生じている団体

自治会・町会、各種地域団体（老人会、子ども会、防犯組織など）など

#### b. その他の団体

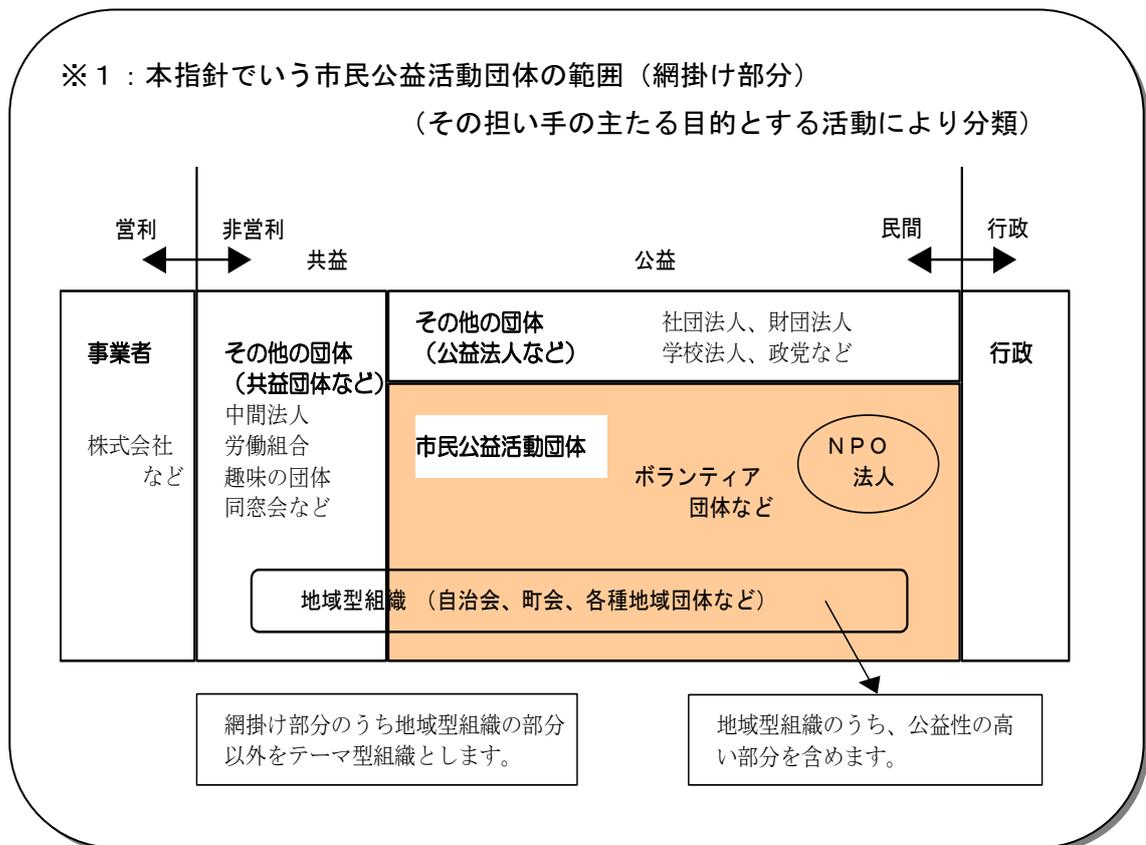
NPO法人以外の公益法人（社団法人や学校法人など）、中間的な団体（中間法人や労働組合など）、趣味の団体など

#### c. 市民個人

本市で在住、在勤、在学、または市内で活動しているすべての個人  
なお、地域で在住する個人を特に「地域住民」とします。

### ②事業者とは

企業など、営利を目的とした活動を行う組織や個人



・なお、活動そのものと、活動の担い手との関係性を下表（※2参照）により整理します。

※2：市民公益活動と活動の担い手の関係性

		主 な 活 動 の 担 い 手		
		市民公益活動団体 NPO 法人、ボランティア団体など	その他の団体 (例：共益団体) 趣味の団体、同窓会など	事業者 株式会社など
活 動	収益活動	非営利の収益活動	営利活動	営利活動
	共益活動	共益活動	共益活動	共益活動
	市民公益活動	市民公益活動	共益団体が行う 市民公益活動	事業者が行う 市民公益活動

太枠：その担い手の主たる目的とする活動

(注1) NPO法人：NPO (nonprofit organization (非営利組織) の略で、営利を目的としない団体の総称) のうち特定非営利活動促進法に基づいて法人格を付与された組織のこと。

### ● 1. 今、なぜ協働が必要か

---

#### 1. 協働とは

「協働」とは、「それぞれの主体性・自発性のもとに、お互いの存在意義を認め尊重し合い、対等の立場でそれぞれが持ちうる資源を出し合い、補い合うことで、共通の目的を達成するために、協力、協調すること」です。

## 2. 今、なぜ協働が必要か

市民社会の成熟化に伴い、自分たちのまちは自分たちでつくっていかこうとする動きが出てきているように、まちづくりに対する市民意識が高まってきています。

また、地方分権の流れにより、行政には地域特性を活かした施策を展開し、市民と一緒にまちづくりに取り組んでいく、新しい形の行政運営が求められています。

このような中、めまぐるしい社会状況の変化などから、市民ニーズが多様化・高度化していますが、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しくなっています。

そのためには、市民個人や行政だけでなく、多様な担い手が協働しながら、みんなでまちづくりを行っていく必要があります。（※3参照）

### (1) まちづくりへの市民意識の高まり

- ・市民社会の成熟化に伴って、自らの「願い」や「思い」を実現しようとする市民や、学習の成果を発揮しようとする市民が、ボランティア活動や地域活動の中に、これまで以上に心の豊かさや生きがいを見いだすようになっていきます。
- ・また、阪神・淡路大震災などに見られた災害時のボランティア（注1）やNPO（注2）、自治会など地域住民の活動が、社会的に大きな力になることを多くの人に実感されるなど、自主的な活動に対する市民の意識が変化してきていることにより、市民自らが課題に取り組んでいかこうとする動きが出てきています。
- ・このように、自分たちのまちは自分たちでつくっていかこうとする動きが出てきていることにより、まちづくりへの市民意識が高まってきています。

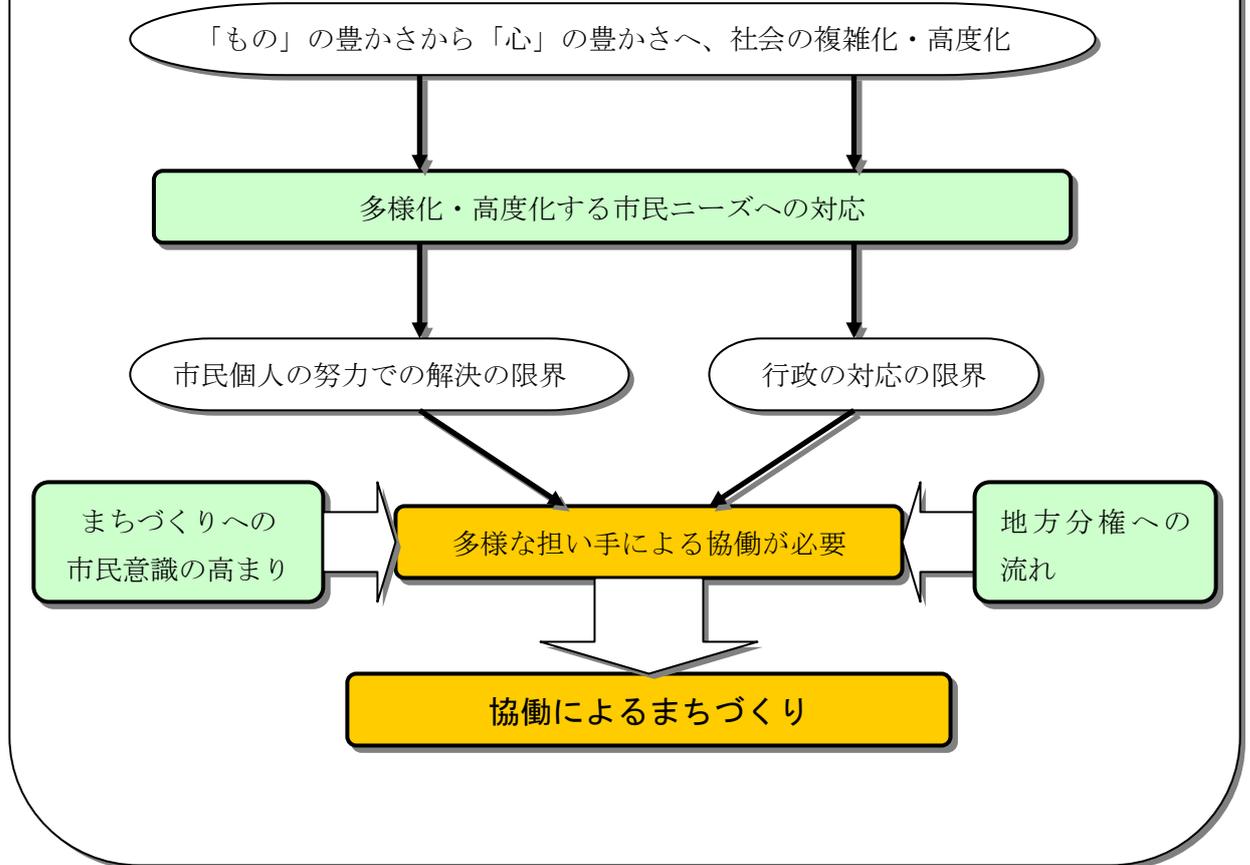
### (2) 地方分権への流れ

- ・地方分権の推進により、行政は、市民と一緒に魅力あるまちづくりを行っていくことが求められていることから、今後、さらに自主性や自立性を高め、より地域特性を活かした施策を行っていく必要があります。
- ・行政は市民ニーズを的確に把握するとともに、市民と一緒に知恵を出し合いながら、独自性や創造性を発揮し、新しい形の行政運営を行っていく必要があります。

### (3) 多様化・高度化する市民ニーズへの対応

- ・市民が「もの」の豊かさから「心」の豊かさを求めるようになり、また、めまぐるしい社会状況の変化に伴い、市民ニーズが多様化・高度化しています。
- ・これら多様化・高度化する市民ニーズについて、市民個人の努力だけでは解決が難しくなっている一方、行政においても、そのサービスが誰にでも公平に提供される特性があることから、きめ細やかに対応していくことが難しくなっており、多様な担い手による協働によって解決を図っていく必要が生じてきています。

※3：今、なぜ協働が必要かの概念図



(注1) ボランティア：無償（実費支給含む）で市民公益活動を行う個人。これらの活動をボランティア活動と呼び、ボランティアだけで構成されている団体をボランティア団体という。なお、労働の対価を得て活動する人を有償スタッフという。

(注2) NPO：NPOとは：nonprofit organization（非営利組織）の略であり、営利を目的としない団体の総称。そのうち、特定非営利活動促進法に基づき付与される法人格を有する組織をNPO法人という。なお、ボランティア団体もNPOとなる。

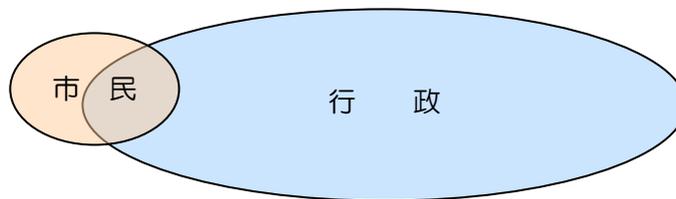
## ● 2. 協働によるまちづくり

### 1. 協働によるまちづくり

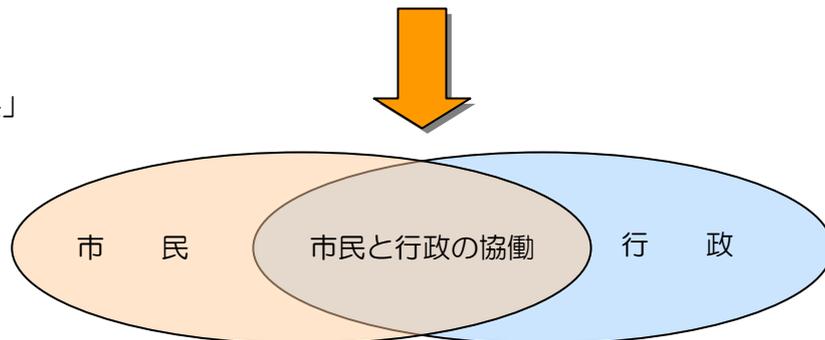
今日、市民のまちづくり意識が高まる中で、多様化・高度化した市民ニーズに対応していくためには、行政にゆだねられてきた「これまでの公共」(※4参照)という考え方を見直し、市民みんなに関わることとして、行政だけではなく、市民と行政が、あるいは市民相互で担っていく「新たな公共」(※5参照)を築いていくことが必要となります。

特に、様々な市民ニーズに柔軟に対応するという点において、様々な担い手が公共を担っていくことは重要な意味を持ちます。

※4：「これまでの公共」



※5：「新たな公共」

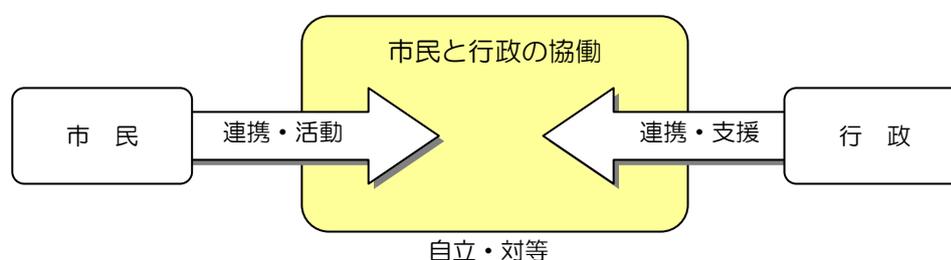


この、「新たな公共」の考え方を基本に、「協働」という手法を用いて、市民と行政が、そして市民同士が、お互いにそれぞれの特性を活かしながら協力し、地域や社会の課題に取り組み、より良いまちづくりを行っていくことが「協働によるまちづくり」と言えます。

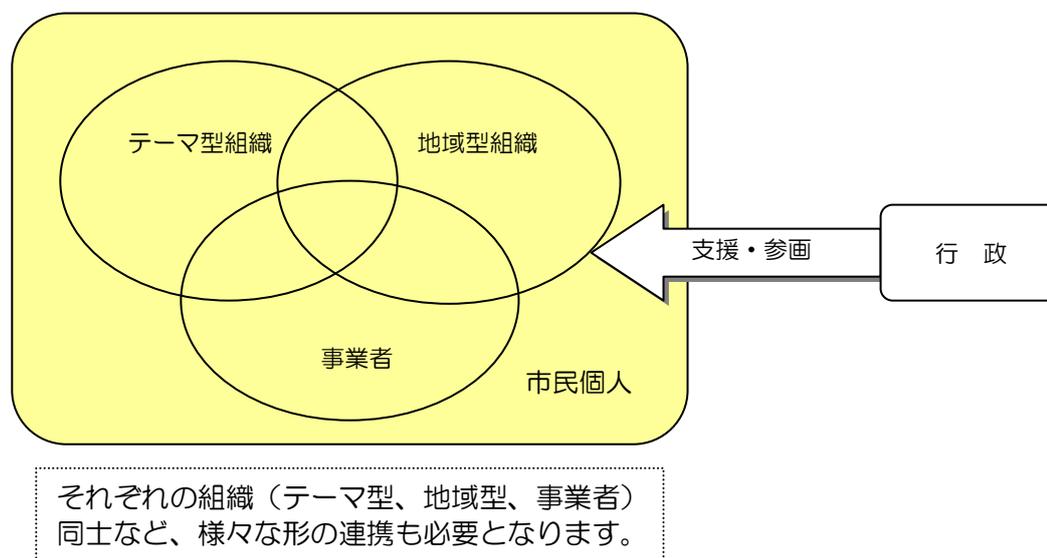
「協働によるまちづくり」という観点においては、市民公益活動団体や事業者などの市民と行政がともに協力してまちづくりを進める「市民と行政の協働」(※6参照)と、市民公益活動団体や事業者などがお互いの理解のもとに支え合い、協力し合う「市民相互の協働」(※7参照)が大きな柱になると考えられます。

今後、行政が対応すべき部分を踏まえながら、これら二つの協働が活発に展開される社会を目指していくことが重要となります。

※6：「市民と行政の協働」

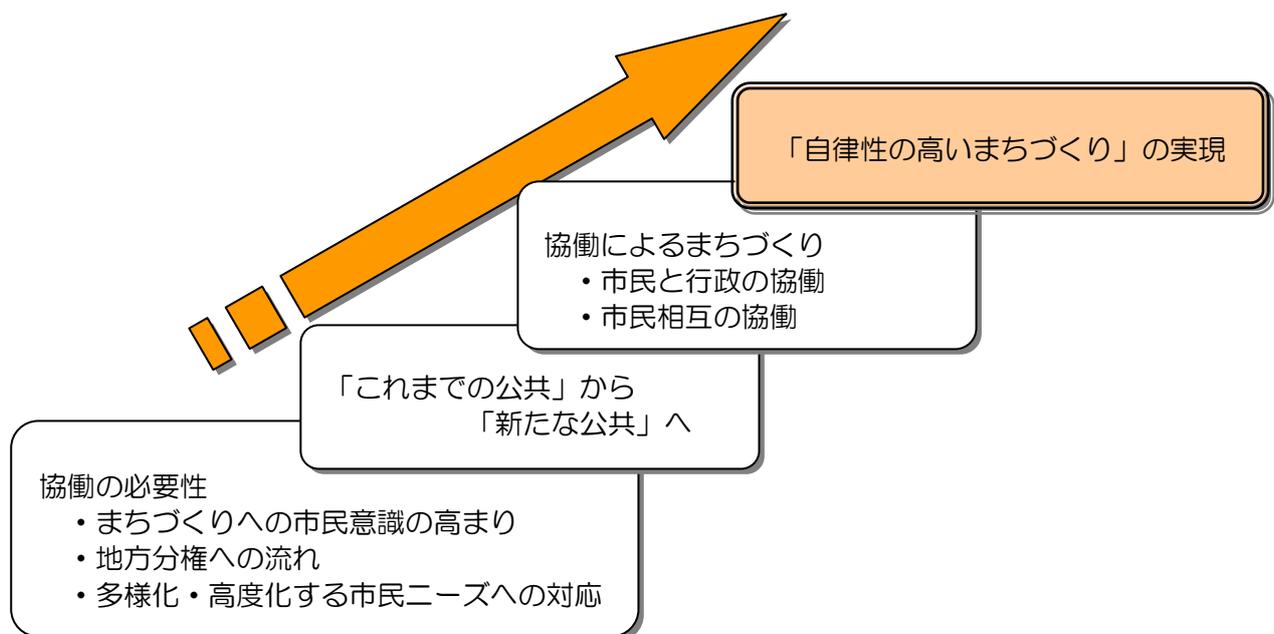


※7：「市民相互の協働」



このような社会を目指していく中で、本市の特性を活かしながら、自ら考え、自ら行動し、個性豊かな活力のある地域社会の創造を可能とする、「自律性の高いまちづくり」の実現につながっていくものと考えられます。（※8参照）

※8：自律性の高いまちづくりへのイメージ図



## ●3. 行政の担うべき役割

---

### 1. 自治体運営の基本原則

市民と行政がともに協力してまちづくりを進めるうえにおいて、お互いの担うべき領域をあらかじめ固定的に決めるのではなく、その都度、社会的な状況や意義を双方で確認しながら進めることが必要となります。

これらお互いが担うべき領域を明確にしていく中で、以下の自治体運営の基本原則に基づき、行政が担うべき役割を考えていく必要があります。

#### (1) 市民自治の原則

「自分たちのまちづくりを、自分たちで考え、決めて、行動していくこと。」

- ・より多くの人々が、地域などの課題や行政に関心をもち、自分たちのまちづくりには何が大切で、何を優先していくのかということについて合意形成を図っていくとともに、それら課題や目標を共有しながら、まちづくりを実践していく必要があります。

#### (2) 補完性の原則

「一人ひとりの市民を出発点として、身近なところでできることは身近な場で行い、それが困難な場合は、より大きな単位にゆだねていくこと。」

- ・自分たちでできることはできるだけ自分たちで行い、自分たちだけではできないことや、自分たちだけで行うと効率の悪いことは、行政と協議しながらお互いの役割を決めていく必要があります。
- ・行政は、個人や地域の課題を自ら解決していけるように支援を行うとともに、市民が対応しきれない課題を補完し、行政の負担が減った部分はより高い次元のまちづくりに活かしていく必要があります。

#### (3) 持続性の原則

「将来にわたり、持続可能な社会を形成していくこと。」

- ・「持続性の原則」は、もともと環境の分野において「持続可能な発展」という概念から広まったものですが、将来にわたり安定した行動を持続していくためには、「循環型社会の形成」「地域経済の活性化」「活力ある地域社会づくり」の各側面から、将来を見据えた対応を行っていくことで、持続可能な社会を形成し、自律性の高いまちづくりを行っていく必要があります。

## 2. 行政が担うべき領域

「新たな公共」の考え方は、地域の様々な担い手が公共を担っていくことを求めるとともに、自治体運営の基本原則をふまえながら、行政が担うべき領域を明確にしていくことも求めています。

今後、様々な担い手と行政が「市民と行政の関係」や「行政の関与のあり方」を考える過程において、行政の担うべき領域が導かれてくると考えられます。

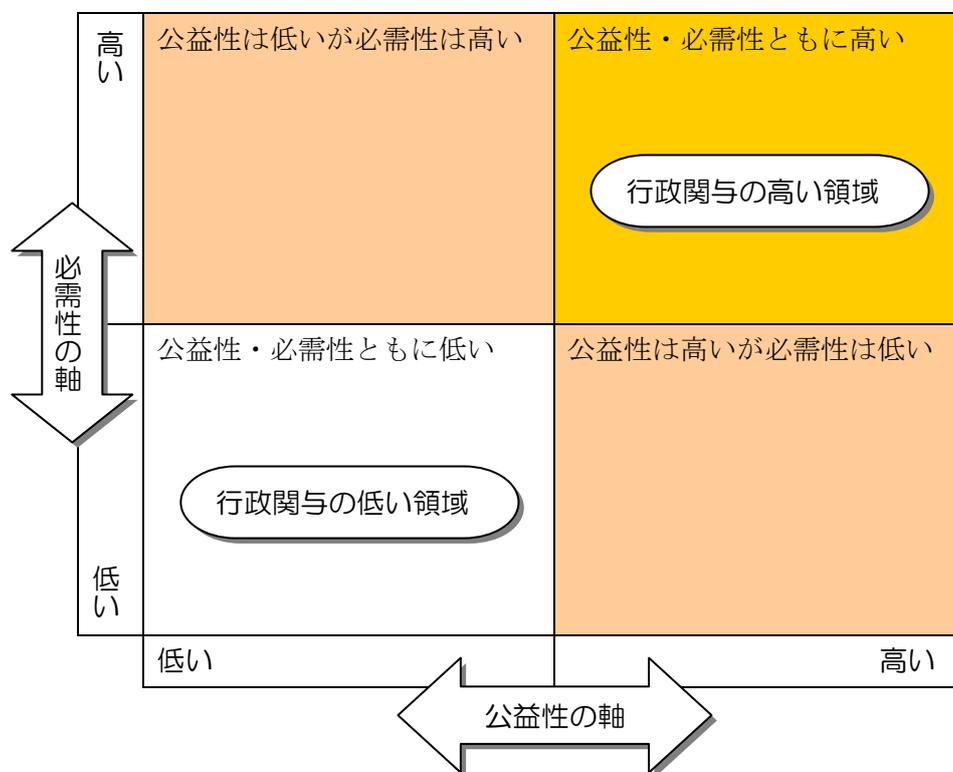
- ・まずは、市民と行政の関係を考える際に、両者の間には多くの領域が存在する（※9参照）ことを確認しておく必要があります。しかし、各領域の区別を明確に行える場合が少なく、市民と行政は様々な関係を持ちながら関わっているのが現状です。

※9：市民と行政の領域の種類

領域	領域名	領域の説明	事業例
行政の領域	行政権力の行使にあたる領域	行政が独占的に実施することが原則であるとされる領域	許認可、課税など
	人権保障領域	憲法や国際人権規約などで規定された基本的人権の保障を守る領域	生活支援、福祉、義務教育など
	公共財提供領域	市場では調達しにくい公共財の提供に関する領域	道路・河川の管理 など
	行政・市民混在領域	行政による取り組みと市民による取り組みが混在している領域	各種公共サービスの実施
	市民主導領域	原則的に、市民が主導的に活動し、行政はその支援・促進役として関わる領域	新規サービス開発提案など
市民の自主管理領域	宗教をはじめとする特定の価値観の普及などに関わる領域 行政の介入はない	特定の価値観の普及など	

- ・次に、様々な領域が存在する中で実際に事業を行っていくためには、行政がどこまで関与していくことが妥当かという判断を行う必要が出てきますが、例えば、「公益性の軸」と「必需性の軸」の2つの要素を重ね合わせて判断していく方法が考えられます。（※10参照）
- ・これらの要素の組み合わせから、公益性が高くかつ必需性が高いものほど、行政サービスとしての供給が主となる、行政関与の高い領域となります。
- ・市民と行政との協働を進めるうえで、このような判断材料をもとに、さまざまな視点から総合的に、市民と行政とがともにそれぞれの領域を検討・判断していく必要があります。

※10：行政の関与度合いの判断例



○公益性の軸：公益的なものか私益を目的とするものか。

○必需性の軸：必要不可欠なものか、なくても差し支えないものか。

### 3. 「行政主導型」から「協働型」へ

これまでは、多くの市民の協力を得ながら、行政が自ら事業を実施することで行政の目的を達成させる「行政主導型」で取り組んできましたが、今後は、行政が担うべき領域の責任を果しつつ、市民自身が自らの課題を解決していけるように支援し、さらに、協働を行っていくことによって課題を解決していく「協働型」による取り組みを進めていくことが行政の役割として求められています。

- ・このような流れに対応していくためには、市民公益活動が活性化していくための社会的な基盤づくりが必要であり、行政をはじめとした様々な担い手が市民公益活動の基盤を整備し、市民公益活動の自立性を尊重しながら側面的な支援を図っていくことが必要となります。
- ・さらに、今後、様々な課題の解決に向けて、「市民と行政」が、もしくは「市民同士」が、それぞれ持ちうる知恵や資源を重ね合わせ「協働によるまちづくり」を推進していく必要があります。市民と行政の協働を推進するための方策や、特定のテーマや地域において市民が主体的に取り組んでいけるような仕組みづくりを行っていくことが求められています。

### ● 1. 市民公益活動の意義と課題

#### 1. 市民公益活動の意義

市民公益活動は、多様化・高度化する市民ニーズへの対応の必要性や、市民意識の高まりなどから、これまで以上に、公共の担い手としての役割が求められています。

それは、市民公益活動がそれぞれの特性（※11参照）を活かすことで、次のような可能性を有しているからです。

##### (1) 多様化・高度化する市民ニーズにきめ細やかに対応

- ・多様化・高度化する市民ニーズに対して、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しい部分についても、きめ細やかに対応することができます。

##### (2) 市民の自治意識の向上

- ・市民公益活動は、社会的に必要とされるサービスの提供を担うことを通して、市民のまちづくりへの参加意識、自治意識を高めるきっかけとなります。

##### (3) 地域コミュニティの活性化

- ・市民公益活動を通して、まちづくりの担い手としての意識が向上し、地域課題の解決に向けた連携が進むとともに、地域住民の相互理解や信頼関係が構築されていくことにより、地域コミュニティの活性化につながります。

##### (4) 地域経済活動の活性化

- ・市民公益活動の多様な事業展開が、新たな雇用機会やマーケットの創出を生み出すきっかけとなり、地域の経済活動の活性化につながっていく可能性を有しています。
- ・さらに、地域通貨など、地域の中で金銭をはじめとする様々な資源を循環させる取り組みが進んできており、それらの活動も地域の経済活動の活性化につながっていくと考えられます。

##### (5) 社会参加への場の拡充

- ・市民公益活動は、活動者が自らを高め、生きがいを見いだすなど、心豊かな自己実現の場となっています。
- ・しかし、それだけにとどまらず、その過程を通して学んだことを地域や社会に活かし、自らの内なる力を発揮していく社会参加への場を拡充していくことができます。

### ※ 1 1 : 市民公益活動の特性

a. 自発性	活動が自発的に行われていること。
b. 自立性	他の主体と、もたれ合う関係ではなく、支え合う関係であること。
c. 非営利性	利益追求を目的としないこと。(利益をあげても、配分を行わないこと。)
d. 公益性	不特定多数の利益を増進すること。
e. 多様性	多様な分野に多様な団体が存在し、選択肢が多いこと。
f. 柔軟性	公平性に束縛されないため、柔軟な対応が可能。
g. 先駆性	自己責任の原則において、次々と創造的な活動を行うことが可能。
h. 機動性	意思決定に時間を要さず、課題に対して速やかな活動が可能。
i. 専門性	特定のテーマについての深い知識や経験を活かした活動が可能。

## 2. 市民公益活動の課題

市民公益活動に関しては、以下のような多くの課題があげられていることから、今後、市民公益活動をより活性化させていくためには、これら課題の解決に向けた取り組みが必要となります。

### (1) 啓発や参加の促進に関する課題

- ・多くの人に市民公益活動への関心を持ってもらうことが難しい。
- ・市民公益活動に対する理解が共有されていない。
- ・活動への参加を促進する仕組みが整っていない。

### (2) 情報の収集・提供に関する課題

- ・総合的な情報の収集・提供の仕組みが構築されておらず本当に欲しい情報を得にくい。
- ・必要とされる情報が多様化・高度化している。

### (3) 人材に関する課題

- ・市民公益活動への参加を促進するアドバイザーが不足している。
- ・交流や協働を促進するコーディネーターが不足している。
- ・メンバーの固定化やスタッフの不足など、人材の育成・確保の点で課題がある。
- ・地域づくりを推進する人材が不足している。

### (4) 組織運営に関する課題

- ・団体が自立し、継続的に活動していくために必要な資金や人材の確保についてのノウハウが不足している。
- ・活動を行っていく上で必要な専門性を身に付けていくことや、その専門性をメンバーや後継者に伝えていくことが難しい。
- ・役員に負担が集中する、活動がマンネリ化するなど、組織運営に対するノウハウが不足している。
- ・活動に伴うリスクに対応できる団体が少ない。

### (5) 活動資金に関する課題

- ・活動資金が足りない（寄付など民間からの資金援助が難しい）。
- ・補助金など、行政からの支援が得にくい。
- ・スタッフに生活を保障できる報酬を確保できない。

### (6) 活動拠点に関する課題

- ・気軽に活動できる場所や機材が不足している。
- ・活動拠点の機能を担っていける支援組織が未成熟である。

(7) ネットワークに関する課題

- ・各団体の特性の違いから、相互理解が不足している。
- ・各団体の情報公開が進んでいないため、情報の交換、共有が難しい。
- ・各団体が交流、連携できる機会が少ない。
- ・各団体の交流を進める仕組みが整っていない。
- ・各団体だけでは対応できる課題に限界がある。

## ● 2. 支援・協働の基本的な考え方

### 1. 支援・協働の基本的な考え方

「協働によるまちづくり」を進めていくためには、市民公益活動の支援や協働を促進していくことが必要であり、これらを効果的・効率的に行っていくためには、以下のような考え方のもとに取り組んでいく必要があります。

#### (1) 「支援・協働の原則」に基づく推進

- ・より効果的・効率的に市民公益活動の支援や協働を促進していくためには、「支援・協働の原則」(※12参照)に基づいて行っていく必要があります。

#### ※12：「支援・協働の原則」

##### a. 対等性の確保

お互いの関係が、上下関係ではなく対等な関係にあることを常に意識する必要があります。

##### b. 自主性・多様性の尊重と自立化

様々な主体が行う活動の自主性・多様性を尊重するとともに、自立化していく方向で支援・協働を進める必要があります。

##### c. 目的の共有

支援・協働の目的が何であるのか、お互いが理解し、共有する必要があります。

##### d. 相互理解と相乗効果

より良い関係を築くために、相手の特性や理念などを理解し、尊重するとともに、協働事業を通してより相乗的な効果が生まれるよう努める必要があります。

##### e. 透明性・公開性

一定の要件を満たすことが出来れば誰もが参入できることが必要であり、そのためにも、支援・協働のプロセスなど基本的な事項について、情報が公開されている必要があります。

##### f. 評価

支援・協働の関係において、各主体が事業の評価を行い、結果を公表する必要があります。

(2) 積極的な情報公開や多様な人々の参画のもとに推進

- ・計画、実施、評価など、協働事業の一連の過程にとどまらず、地域で何が行われ、何が課題になっているかなど、支援・協働につながる幅広い情報を積極的に公開するとともに、多様な人々の参画のもと推進していく必要があります。

(3) 総合的かつ具体的な推進

- ・「協働によるまちづくり」が盛り込まれた第4次総合計画などの本市の基本的な方針をふまえ、総合的かつ具体的に組み込んでいく必要があります。
- ・また、地域においても、地域の課題について分野を超えた総合的な視点で解決を図っていく必要があります。

(4) 活動内容や組織の発展段階に応じた施策の実施

- ・活動する内容や組織の発展段階に応じて、必要とするものも違ってくるため、これら内容や発展段階に応じた支援・協働施策を実施していく必要があります。

※参考：組織の発展段階の例

a. 初動期

組織化はされているが組織体制は不十分で、事業遂行能力や資金調達能力など、継続的・安定的活動に不安がある段階。

b. 成長期

組織体制が整備され、継続的・安定的活動を実施している段階。

c. 発展期

お互いに対等な関係を構築し、専門性を生かすなど、さらに安定的・継続的に活動領域を広げていく段階。

## ● 3. 推進のための役割

---

### 1. 推進のための役割

市民公益活動をより活性化し、協働によるまちづくりを進めるためには、行政だけでなくそれぞれの担い手がそのための役割を担っていく必要があります。

ここでは、市民公益活動を社会全体で支え、協働を進めていくという観点で、支援や協働を進める上での役割を整理します。

#### (1) 行政の役割

- ・自治体運営の基本原則（第1章「協働によるまちづくり」参照）をもとに、市民公益活動の基盤づくりや協働の促進を行っていくとともに（第3章「推進の具体的な方策」参照）、これらを進めていくためのルールや体制を整える（第4章「推進の仕組み」参照）など、市民公益活動の支援や協働促進のための施策を、市民参画のもと総合的・具体的に推進していく必要があります。

#### (2) 市民の役割

- ・地域社会の一員として、地域に関心を持ち、自らが地域づくりを行う担い手であることを自覚するとともに、お互いが連携し、協力してまちづくりに取り組んでいく必要があります。
- ・そして、市民公益活動への理解を深めるとともに、市民公益活動に自主的に参加・協力・支援していく必要があります。
- ・さらに、市民公益活動を組織として行う場合は、活動内容や理念などについて広く理解されるよう、社会に対して積極的に情報を公開していく必要があります。

#### (3) 事業者の役割

- ・事業者は地域社会の構成員として、多様な担い手との交流・連携を図るなど、協働によるまちづくりに寄与するために、様々な面で地域社会に貢献していく必要があります。
- ・また、市民公益活動に対しての理解を深め、市民公益活動に自主的に参加・協力・支援するとともに、従業員などが市民公益活動に参加しやすいよう配慮していく必要があります。



### ●1. 市民公益活動の基盤づくり

「協働によるまちづくり」を目指し、市民公益活動をより活性化させていくためには、市民公益活動に関する社会的な基盤づくりを行っていく必要があります。

そのためには、行政だけでなく、市民や事業者など多様な担い手が、市民公益活動に対する関心を高め、それぞれが協力しながら市民公益活動を支えていく仕組みを整えていくことが求められています。

#### 1. 普及啓発・参加促進

市民公益活動への関心を高め、その実践に結びつけるため、市民公益活動に関する普及啓発に努めるとともに、参加を促進するための環境やきっかけをつくっていく必要があります。

##### (1) 普及啓発

###### ①市民意識の醸成

- ・講座やイベントなどを通して、市民公益活動の意義や内容、活性化するために必要なことなどを、多くの人々が共有できるよう努めていく必要があります。
- ・また、生涯学習（学校の教育課程含む）の推進などを通して、市民公益活動に関心を持ち、地域や社会の課題に目を向け、その解決に向けた取り組みを実践できるよう啓発していく必要があります。

##### (2) 参加促進

###### ①参加しやすい環境づくり

- ・ボランティア休暇の導入促進や本市の市民公益活動保険などの加入促進など、市民公益活動に参加しようとする人にとって、活動しやすい環境を整えていく必要があります。

###### ②参加に向けてのきっかけづくり

- ・入門講座や体験学習の充実など様々な年代の人々に対し、市民公益活動に関心を持ち、実践していけるようなきっかけをつくっていくとともに、実際に活動につながるよう支援していく必要があります。

## 2. 情報の収集・提供

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、そのための様々な情報を収集し、多様な手段によって分かりやすく提供していく必要があります。

### (1) 市民公益活動や協働を促進するための情報収集・提供

#### ①活動に関する情報

- ・市民公益活動に関する様々な情報を、情報の双方向性の促進も検討しながら、それぞれのニーズに合わせ、分かりやすく提供していく必要があります。

#### ②活動支援に関する情報

- ・市民公益活動を行う人に対して、活動のための助成金や場の提供、団体の運営方法や交流促進のための情報など、市民公益活動の支援に関する情報を提供していく必要があります。

#### ③協働促進に関する情報

- ・協働を促進していくため、地域で何が課題になっているかなど協働によるまちづくりにつながる情報を、分かりやすく提供していく必要があります。

### (2) 多様な媒体による情報提供とネットワーク化

#### ①多様な媒体による情報提供

- ・チラシ、広報紙やミニコミ紙などの紙媒体や、口コミなどの人的な手段に加え、ホームページや電子メールといったITの活用など、多様な媒体による幅広い情報の提供に努めていく必要があります。

#### ②情報のネットワーク化、一元化

- ・地域を越えた広域的な情報も含め、様々な情報のネットワーク化や一元化を図り、情報を分かりやすく提供していく必要があります。

### 3. 人材の育成・確保

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、市民公益活動を担う人材だけではなく、それらを促進していく人材の育成・確保に努めていく必要があります。

#### (1) 人材の育成

##### ①組織の管理・運営を担う人材の育成

- ・組織を円滑に機能させていくためには、組織の管理面（財務、総務、労務など）と運営面（事業計画、リスク管理、広報、資金調達など）の両面において、講座や相談窓口の設置などにより、組織の管理・運営を行える人材の育成を図っていく必要があります。
- ・また、市民公益活動の担い手が、行政や事業者などとの人的交流を通して、組織の管理・運営能力や専門性などの向上を図っていけるような取り組みを検討していく必要があります。

##### ②活動への参加を促進する人材の育成

- ・市民公益活動に関心がある人に対し、身近な立場で情報を提供し、相談を行うことができるような人材を育成していく必要があります。

##### ③協働などを促進する人材の育成

- ・活動の担い手とそれを求めている人をつなぎ、調整を行っていく人材を育成していく必要があります。
- ・さらに、市民や事業者など様々な担い手をつなぎ、協働を促進していく人材を育成していく必要があります。

#### (2) 人材の確保

##### ①人材の発掘と確保

- ・組織の活性化を図るためには、団塊の世代など、市民公益活動の担い手として期待される人材の発掘・確保に向けた取り組みを行っていく必要があります。
- ・また、事業者や大学などとの人的交流など通して、さらなる人材の発掘・確保に向けた取り組みが進められるよう検討していく必要があります。

#### 4. 資金確保への支援

市民公益活動団体の運営は、会費や寄附金、事業収入などにより、資金面においても自立していることが求められることから、社会全体で市民公益活動を支える仕組みを構築していく必要があります。

また、市民公益活動が新たな公共の担い手となっていくためには、さらなる資金面での充実が必要であることから、市民公益活動の自立性を損なわない範囲で、資金面における支援策を検討していく必要があります。

##### (1) 社会全体で支える仕組みづくり

###### ①資金確保のための情報の提供及びコーディネート

- ・市民公益活動の資金確保のために、財団や行政などからの助成金情報などを積極的に提供していくとともに、資金の提供者と求めている人をコーディネートする仕組みづくりを検討していく必要があります。

###### ②資金面で支える仕組みづくり

- ・市民公益活動を資金面で支える仕組みとして、市民公益活動に関する基金制度の創設が考えられますが、その必要性や運用方法などについて検討していく必要があります。
- ・また、市民公益活動団体に資金が集まりやすい仕組みづくりとして、寄附控除の拡充などの税軽減策が推進されるよう関係機関に対して働きかけていく必要があります。

##### (2) 市民公益活動団体への資金面の支援

###### ①立ち上げ支援など

- ・市民公益活動団体の立ち上げ期など、資金力のない団体には一時的に資金の必要な場合があります。公共の新たな担い手の成長を促す意味からも、補助金制度や融資制度などについて検討していく必要があります。
- ・市民公益活動団体の支出軽減支援として、法人市民税、固定資産税、軽自動車税の市税について減免措置を検討していく必要があります。

## 5. 活動拠点

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、それらを総合的に進める拠点（以下、中央の拠点施設）を整備する必要があります。

また、既存施設を有効に利用しながら地域における拠点の整備も行い、中央と地域の拠点施設が連携していくことで、一層の市民公益活動の活性化や協働の促進を図っていく必要があります。

また、施設情報の一元化など、市民公益活動を行いやすい環境を整える必要があります。

### (1) 拠点施設の整備

#### ①中央の拠点施設の整備

- ・協働によるまちづくりを目指し、市民公益活動をより活性化するとともに、様々な担い手による協働関係の構築を総合的に進める拠点施設の整備が必要となっています。

#### ○拠点施設の整備の検討について

- ・拠点施設の整備については、ソフト、ハードの両面において、また、運営方法などにおいて、多くの市民の意見を取り入れながら検討していく必要があります。
  - a. 事業内容（ソフト面）
    - ・情報の収集・提供事業、相談・助言事業、コーディネート事業、ネットワーク支援事業など、ソフト面についての検討を行っていく必要があります。
  - b. 施設（ハード面）
    - ・交流スペース、会議室、作業室、印刷室、貸しロッカー、貸し事務所スペースなど、ハード面についての検討を行っていく必要があります。
  - c. 運営方法
    - ・運営については、ソフト面の運用や市民サービスの向上の観点から考慮すると、公営より、行政から独立性のある中間支援組織（第4章「推進の仕組み」参照）など、民営で担っていくことが望ましいと思われます。
    - ・また、施設の安定的な運営及び利用者の利便性の観点から、運営資金や利用ルールのあり方について検討していく必要があります。
    - ・さらに、公平性や透明性を確保し、より良い運営を行っていくために、市民の参加による第三者組織によって、継続的な評価を行っていくような仕組みについても検討していく必要があります。

## ②地域の拠点施設の整備

- ・テーマ型組織、地域型組織に限らず、地域の日常的な活動の場として利用できる地域の拠点施設を整備していく必要があります。
- ・また、市民公益活動の総合的な支援を行う中央の拠点施設との連携を図りながら管理・運営を行っていく必要があります。
- ・地域の拠点施設については、学校の余裕教室など、既存施設を活用することを中心に更なる検討を行っていく必要があります。

## (2) 活動しやすい環境づくり

### ①施設情報の一元化と手続きの簡素化

- ・公共施設を利用しやすいように、各施設の情報の一元化を図るとともに、空き情報の確認や施設予約などを統一するなど、手続きの簡素化に努めていく必要があります。

### ②利用ルールの統一化

- ・公共施設の設置目的にもよりますが、市民公益活動団体については、収益事業に関連した使用制限や使用料金の営利加算の見直し、減免の基準など、各施設の利用ルールの統一化に向けた検討を行っていく必要があります。

## 6. ネットワークの促進

市民公益活動の更なる活性化を図るとともに、特定の団体だけで解決することが難しい地域や社会の課題に対し、様々な担い手が協力して取り組んでいく必要があります。

そのためには、市民公益活動団体同士をはじめ、事業者なども含めた多様な担い手が交流し、日頃から信頼関係を築いていけるような仕組みづくりが必要となっています。

### (1) テーマ型組織及び地域型組織同士の交流促進

- ・テーマ型組織が同じ目的を持って力を合わせることで、より大きな目的を達成することが可能となることから、テーマ型組織同士のさらなる交流を促進していく必要があります。
- ・また、地域型組織についても、他の地域型組織との交流や情報交換を行うことで、より活発な活動に結びついていくことから、地域型組織同士の交流も促進していく必要があります。
- ・さらに、連合自治会などを通し地域間が連携することで、より広域的な地域課題に対応することが可能となってきます。

### (2) テーマ型組織と地域型組織の交流促進

- ・より高度化する地域の課題には、テーマ型組織と地域型組織が、それぞれの特性を活かしながら連携することで、より効果的に取り組んでいけることから、お互いの交流を促進していく必要があります。

### (3) 多様な担い手の交流促進

- ・地域や社会の課題は、テーマ型組織や地域型組織をはじめ、事業者など多様な担い手による連携によって、より効果的な対応が可能となることから、多様な担い手が交流し、信頼関係を築いていけるような仕組みを構築していく必要があります。

## ●2. 市民と行政の協働促進について

---

市民と行政の協働は、それぞれの特性を活かしながら一緒に取り組むことにより、より良い結果が得られるところに意義があります。

これを進めていくためには、相互理解を図りながら、効果的な協働事業が行えるよう協働促進策を展開していく必要があります。

### 1. 協働促進のための環境整備

市民と行政の協働をより一層促進していくためには、次のような環境整備を行っていく必要があります。

#### (1) 行政の領域の開放

- ・これまで行政だけが担ってきた事業についても、市民が積極的に関わられるよう、「市民と行政の関係」や「行政の関与のあり方」（第1章「協働によるまちづくり」参照）をふまえながら、行政の領域を開放していく必要があります。

#### (2) 相互理解の促進

- ・協働を促進していく前提として、お互いの特性を尊重し、相互理解を進めていく必要があります。
- ・そのためには、行政が市民に対して、協働につながる様々な情報を分かりやすく提供していくとともに、市民と行政が対等な関係で情報を交換・共有できる場や機会づくりに努めていく必要があります。

#### (3) 協働の各段階における参画の仕組みづくり

- ・市民と行政がお互い対等な関係において目的を共有していくため、これまでの行政主導型の市民参加ではなく、事業の計画、実施、評価の各段階において市民が参画できる仕組みづくりが必要となっています。

## 2. 協働事業の推進

市民と行政は、ともにまちづくりをしていくという意識をより深め、常に協働事業の可能性を探りながら、地域や社会の課題に取り組んでいくとともに、協働の各段階（計画・実施・評価）において、協力・協調していく必要があります。

### （1）協働の計画段階

協働事業を行っていく計画段階として、課題解決に向けて、お互いに何ができるのかを考え、事業化を図っていくとともに、その事業を効果的に行うために、どの手法を選択し、どの担い手と協働するのが良いのか検討していく必要があります。

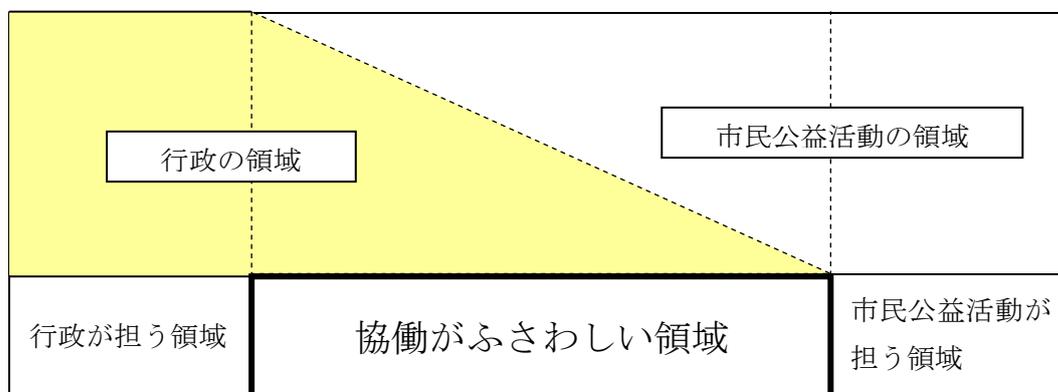
#### ①事業化にむけて

- ・地域や社会の課題に取り組んでいくためには、市民と行政が目的を共有し、それぞれが知恵や資源を出し合いながら事業化を目指していくことが求められます。
- ・その中において、その事業が市民公益活動の特性を活かした事業（※13参照）であり、協働で行う方がより効果的・効率的であるのかを検討し、「協働がふさわしい領域（※14参照）」であることを市民と行政の双方で確認していくことが重要となります。

#### ※13：市民公益活動の特性を活かした事業例

- 市民のニーズにきめ細やかに対応する事業
- 市民が主体となって地域の課題を解決する事業
- 地域の実情に合わせて実施する必要がある事業
- 行政が取り組んでいない先駆的な事業
- 市民公益活動団体が有する専門性を発揮できる事業
- 市民公益活動団体の活動の活性化につながる事業

#### ※14：市民公益活動と行政の関わりについての概念図



## ②協働の手法の選択

- ・協働で事業を行うことが確認できたら、その事業を「公益性」や「必需性」の視点（第1章「協働によるまちづくり」参照）などから、お互いがどのように関わるべきなのか確認していく必要があります。
- ・また、その中において、協働のどの手法を選択すれば、事業の目的に合った、効果的・効率的な運営を可能にするのか判断していく必要があります。

なお、協働の主な手法として、以下のものがあげられます。

### a. 事業委託

- ・行政の責任で実施する事業を、市民公益活動団体などの特性を活かし、行政が実施する以上の効果が期待できる場合に託する手法。

#### 意義

- ・団体の専門性や機動性などの特性を活かし、公共サービスの質の向上を図れるとともに、新しい公共サービスの創出につながります。
- ・市民自らが地域や社会の課題に取り組むことにより、市民の自治意識やコミュニティ意識が向上します。
- ・市民公益活動団体が公共サービスを担うことにより、団体の活動の幅を広げ、財源確保や事業遂行能力の強化など、団体自身の成長を期待することができます。

### <今後の方策>

- ・市民公益活動団体への事業委託のルール化  
事業委託を行うにあたって、なぜ市民公益活動団体に優先して委託するのかなどの基準や、委託方法などをルール化していく必要があります。
- ・提案公募型事業委託事業の導入の検討  
行政が事業内容を骨格的なものにとどめ、市民公益活動団体などがその細部を検討し行政に提案していくことで、事業の計画段階から協働を行っていく事業委託の手法であり、これまでのような行政の下請け的な発想ではなく、市民公益活動団体などの自由な発想を活かしていくことが可能となります。また、併せて登録制度や事業委託の審査、評価制度の導入などについても検討していく必要があります。

b. 補助・助成

- ・市民公益活動団体などが主体的に行う活動を、行政が行政上の位置付けを行い、資金などの提供を行う手法。

意義

- ・行政と市民公益活動団体の双方に共通する目的ではありますが、行政としては対応しにくい公共領域において事業を実施することが可能となり、市民の多様なニーズにも応えることができます。
- ・自らが地域や社会の課題に取り組む市民が増加し、市民の自治意識やコミュニティ意識が向上します。
- ・市民公益活動団体の基盤強化や活動の促進につながり、結果として多彩な公共サービスを提供できるようになります。

<今後の方策>

- ・公募型補助金制度の創設の検討

広く市民公益活動団体などが参加できる、公平性のある補助金制度の創設を検討するとともに、立ち上げ期の支援など、事業内容や組織の発展段階に応じたメニューの開発を検討し、併せて補助金の審査、評価制度の導入などについて検討していく必要があります。

なお、委託と補助は混同されやすいので、比較表（※15参照）を参考として掲載します。

※15：委託と補助の比較表

	委 託	補 助
根 拠	地方自治法第234条	地方自治法第232条の2
主 体	委託元（行政）	補助先（市民公益活動団体など）
領 域	行政が取り組むべき領域	公益上必要と認められる領域
事業成果の帰属	委託元（行政）	補助先（市民公益活動団体など）
団 体 の 条 件	専門性、事務管理能力、守秘義務、実行能力など	公金を支出する合理性、剰余金の非分配など

c. その他

●共催

- ・行政としても実施する必要があると認めるものについて、企画や資金面などで参加し、協働で事業を実施する手法であり、市民公益活動団体の特性やネットワークを活かすことが可能となります。

<今後の方策>

- ・共催事業を行うための基準を整備していく必要があります。

●後援

- ・後援名義の使用により信用を付与することで事業を支援する手法であり、活動に対する市民への認知度が高まり、理解が深まるとともに、参加の促進が期待されます。

<今後の方策>

- ・後援を行うための基準に沿って事業を実施していく必要があります。

●その他

- ・市民と行政の協働が、これまでの手法に当てはまらないケースが増えています。例えば、行政が「広報の掲載」や「場の提供」といった事業協力を行う事例や、道路のアドプト制度のように協定を行う事例、指定管理者制度の導入により、NPO 法人や地域団体などが自らの特性を活かしながら公の施設を効果的・効率的に管理する事例などがあり、今後も多様化してくると予想されます。

<今後の方策>

- ・今後も多様化する市民と行政との関係について、これまでの手法では捉えきれない様々な協働の事例を積み上げ研究を行うとともに、それらに対応するための考え方やルールづくりを整理していく必要があります。

### ③協働の担い手の選択

- ・行政がどのような担い手と協働で事業を行えば効果的・効率的な実施が可能なのか、なるべく多くの対象からその事業に最適な担い手を選択できる仕組みが必要となっています。

a. 参入機会の拡充

- ・行政は、協働につながる情報の積極的な発信や、各担い手が持っている情報の積極的な公開など、お互いの信頼関係を深めるための取り組みを行いながら、様々な担い手が参入できる機会を拡充していく必要があります。

b. 透明性・公平性の確保

- ・協働する担い手の選択については、選定基準や選定方法を明確にし、適切に審査するとともに、選定結果を含めて情報を公開し、選定の透明性や公平性を確保していく必要があります。

## (2) 協働の実施段階

協働事業を円滑に行うためには、お互いの立場や環境を理解したうえで、適正な役割分担に基づく協働関係を築いていく必要があります。

### ①合意形成に向けた取り組み

- ・事業の実施に向けて、協働で取り組む課題を共通認識するとともに、目的の共有を図り、それぞれの役割を明確にしていく必要があります。
- ・また、その役割分担は、単に、人的な作業や費用の分担だけでなく、その事業から生じる責任の所在についても明確にしていく必要があります。

### ②事業の円滑な実施

- ・事業を実際に行う段階では、計画に基づいて円滑に事業が行われているかを、お互いが確認しながら進めていく必要があります。

### (3) 協働の評価段階

協働事業を効果的なものにするためには、それぞれの事業について評価を行い、次の事業に活かしていく必要があります。

#### ①協働という視点での評価

- ・費用や効果だけでなく、「支援・協働の基本的な考え方」（第2章「支援・協働のあり方」参照）に則して実施されたのか、協働という視点においても評価し、次の事業に活かしていく仕組みが必要となります。

※参考：協働という視点での評価例

- 協働事業を通して、単独で行うより相乗効果があったか
- 協働事業を通して、どれだけ多くの人の参加を得られたか
- お互いの意識や能力が向上し、また、自己改革が行われたか

#### ②社会全体での評価

- ・行政だけでなく、市民公益活動団体などからも評価を行い、お互いの評価を共有し合う仕組みをつくっていく必要があります。
- ・さらに、協働の過程や結果を積極的に公開し、社会全体で評価するとともに、第三者組織による評価についても検討していく必要があります。

### ●3. 市民相互の協働促進について

---

市民相互の協働は、地域に限定されない特定のテーマによって協働していく場合と、特定の地域課題の解決をはかる過程で協働していく場合があり、それぞれにおいて協働を促進していく必要があります。

そして、両者が連携することで、さらに効果的なまちづくり活動が可能となります。

#### 1. 特定のテーマによる協働促進

特定の地域の枠を越えた社会的な課題の解決に向けて、特定の目的や使命を達成するために組織化され、機動性・先駆性・専門性など団体の持ちうる特性を活かし、取り組んでいく活動が活発化しています。

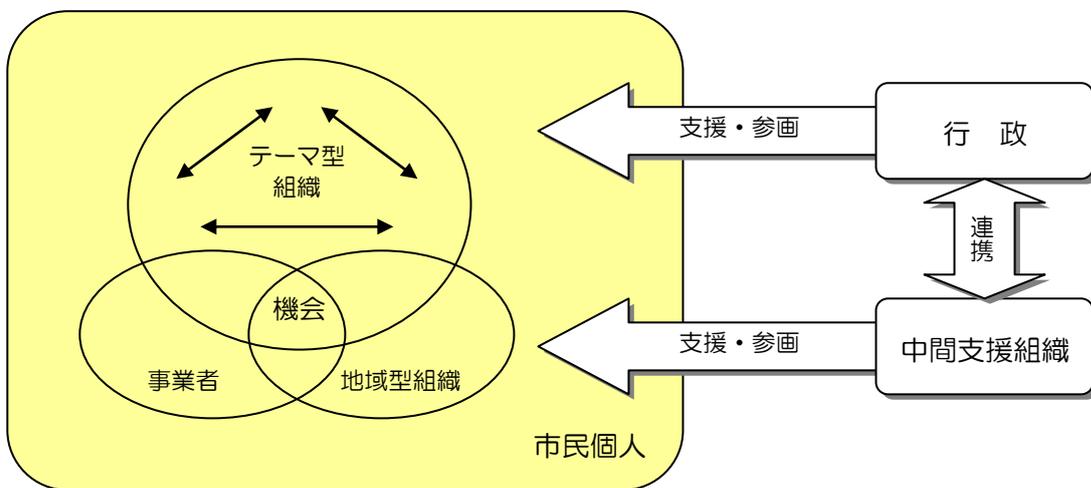
さらに効果的に社会的な課題に対応していくためには、単一の団体だけではなく、テーマ型組織同士、さらには事業者、場合によっては地域型組織も巻き込んで、より大きな取り組みに結びつけていく必要があります。

そのためには、行政や様々な担い手が、社会的な課題に効果的に取り組んでいけるようなネットワークづくりを行っていく必要があります。

##### (1) 連携の「機会」づくり

- ・より効果的な活動を展開していくためには、特定のテーマについて目的を共有するもの同士が、お互いの足りないところを補い合い、協力し合うことができる「機会」をつくる必要があります。(※16参照)
- ・この「機会」をつくっていくことは、様々な担い手の連携による、さらに大きな取り組みへとつながっていくだけでなく、全体として、多様で幅広い分野への取り組みになっていくものと期待されます。
- ・そのためには、効果的な協働関係の構築に向けて、市民相互の協働に結びつく様々な情報を提供していくとともに、担い手同士をコーディネートするなど、ネットワーク化に向けた「機会」づくりを行うことで、特定のテーマによる市民相互の協働の促進を目指していく必要があります。
- ・また、これらを支援する組織として、「中間支援組織」(第4章「推進の仕組み」参照)の役割が期待されます。

※16：特定のテーマによる協働促進のイメージ図



## 2. 特定の地域による協働促進

より住み良い地域づくりを行っていくためには、その地域の特性や実情に合わせて、地域住民や地域型組織、テーマ型組織、事業者など様々な担い手が協力しながら、地域自らが地域課題に取り組んでいく必要があります。

そのためには、地域住民一人ひとりが、地域活動に関心を持ち、主体的に行動できるような意識の醸成を図るとともに、地域自らが地域課題に取り組めるような仕組みをつくっていく必要があります。

その前提として、地域づくりのベースとなる自治会活動の活性化に向けた取り組みも必要となっています。

### (1) 地域課題への対応

住み良い地域づくりのためには、地域を取り巻く様々な担い手が協力し合って、地域の課題に地域自ら取り組んでいく必要があります。

- ・少子高齢化、核家族化や個人のライフスタイルの多様化など、近年の社会状況の変化に伴い、防災や防犯、子育て、教育、福祉、環境など、個人の努力や行政だけでは対応の困難な課題が増加しています。
- ・一方、地域住民が自ら地域のことを考え、その意思に基づくまちづくりが行われることは、地域住民の満足度の高いまちづくりになるものと考えられることから、「市民と行政の協働」とともに、「市民相互の協働」を進めていくことが必要となっています。
- ・今後、個人や行政だけで解決できない地域課題について、自治会や各種地域団体など地域型組織同士だけでなく、テーマ型組織や事業者などを含めた、地域を取り巻く様々な担い手の協力によって取り組んでいく必要があり、そのための意識の醸成や、お互いが話し合う場づくりなど、市民相互の協働が進むような支援策に取り組む必要があります。

## (2) 地域づくり活動の推進

地域づくりを進めていくためには、市民相互の協働促進を目指し、地域住民へ意識啓発を行い、地域を取り巻く様々な人々の連携によって信頼関係を築いていくとともに、地域課題に対して地域ぐるみで取り組んでいけるような仕組みを構築していく必要があります。

### ①意識の醸成

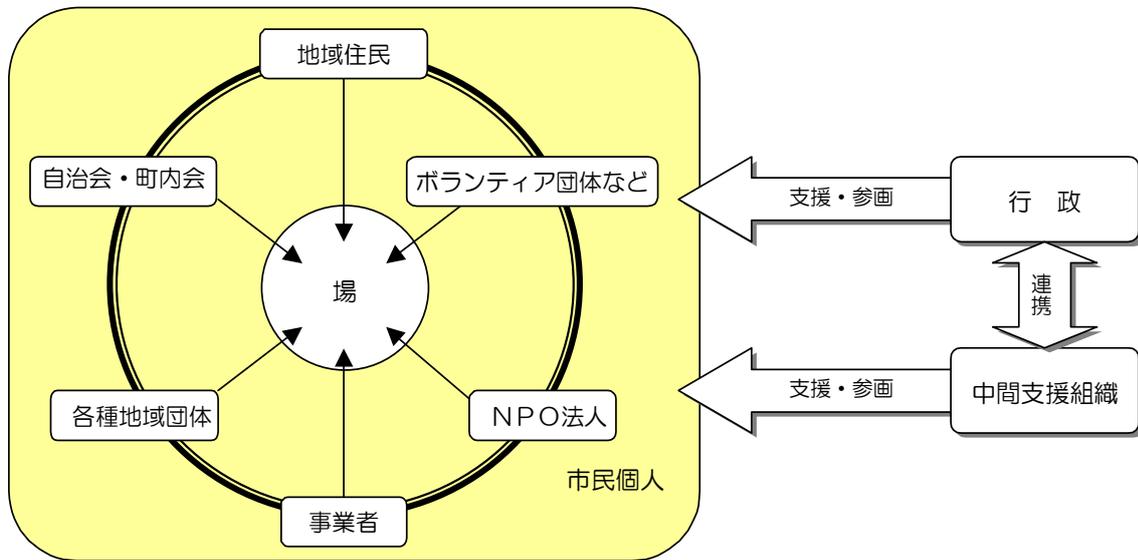
- ・これまでのまちづくりは行政主導で行われてきましたが、今後は、地域住民自らが、自分たちのまちをどのようにしていきたいのか、そのために何をしていくべきなのかなどを考え、実践出来るような意識の醸成を図っていく必要があります。
- ・そのためには、まちづくりなどについての情報の提供や、講演会・研修会の開催など、地域住民自らが積極的にまちづくりに参加し、実践していくための意識を醸成していく取り組みが必要となっています。

### ②連携の「場」づくり

(地域において、個人や様々な団体に活動する人が、地域の多様な課題を共有し、情報交換し合う「場」の設置)

- ・地域づくりを進めるには、多くの地域住民の主体的な参加を進めるとともに、地域住民や地域型組織、テーマ型組織、事業者など地域を取り巻く様々な担い手が参加・交流できる「場」をつくる必要となってきます。(※17参照)
- ・この「場」については、参加者が気軽に集い、地域の課題や問題などについて自由に意見交換をすることにより、参加者同士が地域課題を共有し、お互いに連携しながら主体的に取り組んでいくためのきっかけになると期待されています。
- ・このような地域での連携の「場」づくりを支援するため、この「場」に参加し、推進していけるような地域住民を広く育てていくとともに、この「場」での意見や情報交換などを円滑に行うことができるよう、地域づくりアドバイザーの派遣制度の導入などについて検討していく必要があります。

※17：特定の地域による協働促進のイメージ図



### ③地域づくり活動の推進

(市民相互の協働による地域課題への取り組み)

- ・地域福祉計画や地域福祉活動計画の策定を通して、地域住民、関係する地域団体、事業者などがお互いに連携、協力しながら「地域福祉」という切り口で地域課題に対応していく仕組みづくりが行われ、自治会・町内会、民生委員・児童委員、老人クラブなどで構成された地区福祉委員会による取り組みが始まっています。
- ・こうした取り組みは、福祉分野のみならず、他の様々な地域課題についても実施されることが望まれ、そのためには、地域住民の基盤である地域型組織や、テーマ型組織、事業者など多様な担い手が参加し、それぞれの特性を生かしながら、地域課題に主体的に対応できるような組織づくり、計画づくり及び活動の支援を行っていく必要があります。
- ・そのために行政は、地域を取り巻く担い手のひとつとして、対等な立場で地域づくりに参画していくとともに、その活動内容や発展段階に応じた助成制度の導入など新たな支援策を検討していく必要があります。
- ・また、市民相互の協働による地域のまちづくり活動（※18参照）の実施を重ねることにより、地域のまちづくり・地域の課題解決力（地域力）が向上していくことが期待され、このことは、自治会をはじめとする地域型組織など、地域の様々な担い手の活動の活性化だけでなく、地域全体の活性化にもつながるものと考えられます。
- ・このようなまちづくりの推進を側面支援する組織には、またその中立性の高さから「市民と行政」や「地域型組織とテーマ型組織」などをつなぐ組織として、「中間支援組織」（第4章「推進の仕組み」参照）の役割が期待されます。
- ・さらに、地域通貨（注1）やコミュニティビジネス（注2）などを通じて、地域の助け合いや世代を超えた交流など、新たな地域活動についても検討していく必要があります。

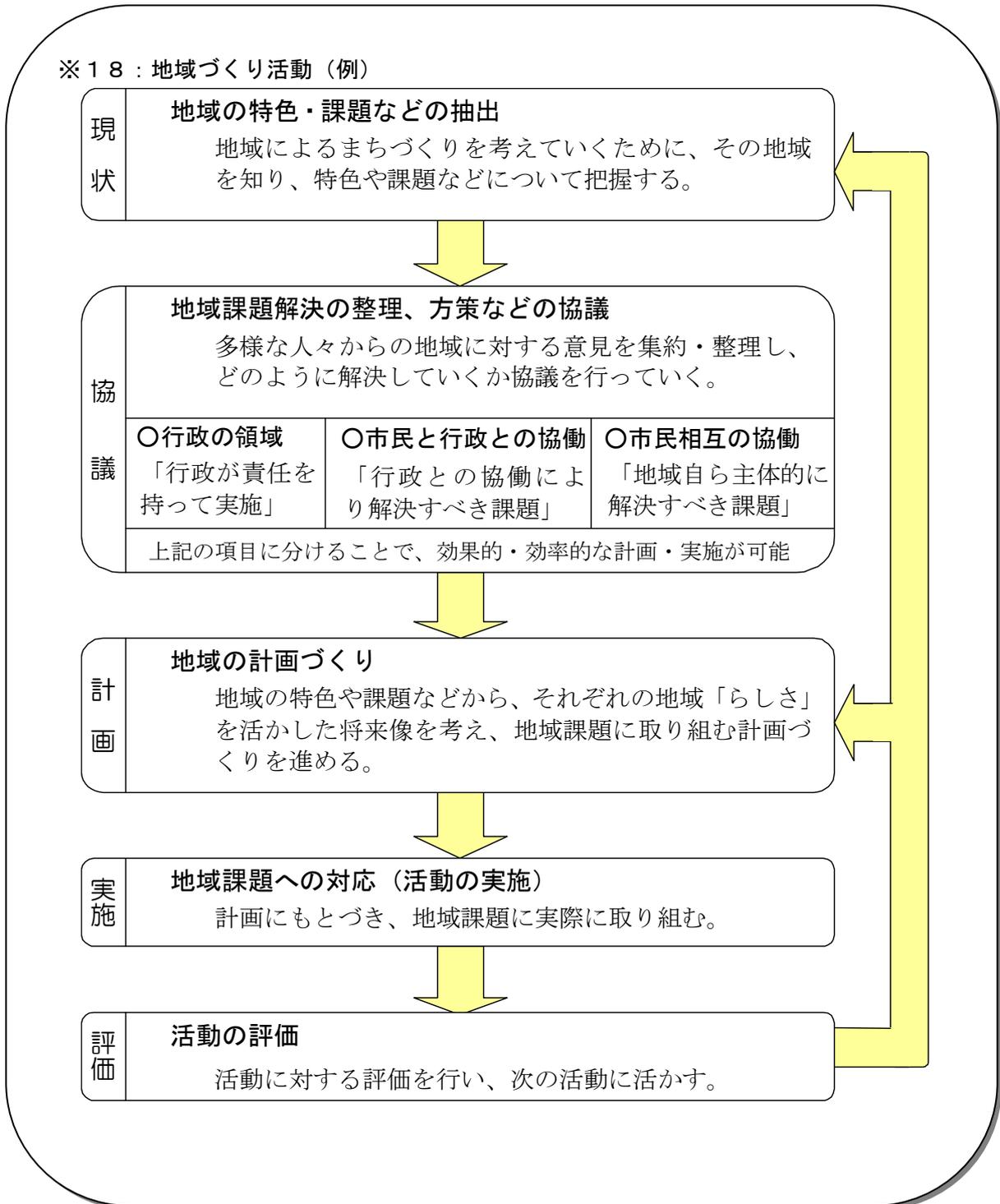
---

（注1）地域通貨：限定された地域でしか使えない通貨のこと。経済的価値では測れないサービスを地域内の独自通貨を媒体にして市民同士をつなぐ仕組み。

（注2）コミュニティビジネス：地域課題を解決するための取り組みを、ビジネス的手法で展開する事業。

---

※18：地域づくり活動（例）



### (3) 自治会活動の活性化

地域づくり活動を促進するためには、希薄化が進む地域の連帯感を取り戻し、地域の活動が活発であることが重要となります。

そのためには、地域の基底的組織である自治会の活動の活性化に向けた取り組みが必要となります。

#### ①自治会への加入促進

- ・地域の連帯感の希薄化が進んでいることから、地域住民自身が自治会の意義や役割を認識し、主体的に参加できるよう、意識の高揚やきっかけづくりを行っていくことが必要となります。
- ・現在、本市では、自治会への加入促進に関する記事を広報紙に掲載するとともに、転入世帯への加入促進のチラシを配るなどの取り組みを行っていますが、さらなる充実が必要となります。

#### ②自治会活動の活性化

- ・地域で安心して生活していくためには、地域の身近な課題に対して、地域住民同士が協力して取り組んでいけるよう、単位自治会の活動を活性化させるとともに、より広域的な地域課題に取り組んでいけるよう、連合自治組織の組織化の推進や活動の活性化を図っていく必要があります。
- ・そのために、組織運営や活動の活性化を進めるためのハンドブックの配付や講演会を実施していますが、さらに地域活動などの積極的な情報提供や、リーダーとなる人材の育成など、積極的な支援策を展開する必要があります。
- ・なお、これら自治会活動の活性化こそが、自治会への加入促進につながるものと考えられます。

### ●1. ルールづくり

#### 1. ルールづくり

市民公益活動の支援や協働を促進していくためには、本指針を具体的かつ効果的に進めるためのマニュアルを作成するとともに、さらに安定的かつ継続的に市民公益活動の支援や協働を促進していくため、条例化についての検討を行うなど、ルールづくりを行っていく必要があります。

##### (1) マニュアルづくり

- ・本指針は「協働によるまちづくり」を進めていくため、市民公益活動の基盤づくりを行うとともに、「市民と行政との協働」及び「市民相互の協働」の促進に努めていくための市の方針を明確にしています。
- ・指針を実効性のあるものにしていくには、指針に基づいて、どのように支援や協働を行っていくかといった具体的なルールづくりが必要となります。
- ・そこで、支援や協働を進めるためのマニュアルなど、その作成過程から市民や市民公益活動団体などと行政が協力して作成し、具体的な市民公益活動の支援及び協働の促進を図っていく必要があります。

##### (2) 条例化に向けた検討

- ・さらに、安定的かつ継続的に市民公益活動を支援し、協働を促進していくため、条例化についても検討を行っていく必要があります。

## ●2. 体制づくり

---

### 1. 推進体制づくり

より効果的に市民公益活動の支援や協働を促進するためには、それらを進める主管課の機能充実や庁内の横断化など、庁内組織の充実を行うとともに、職員の意識啓発を図っていく必要があります。

また、本指針に実効性を持たせていくため、指針に基づいて検討を行うための庁外の組織が必要となります。（※19参照）

#### (1) 庁内の推進体制の強化

##### ① 庁内組織の充実

- ・市民公益活動や協働に関わる主管課の機能充実を図るとともに、それらに関係する各部局を横断化するための組織を設置し、お互いの情報を共有し、連携を図ることで分野を越えた課題への対応を行うなど、市民公益活動の支援や協働促進を全庁的に進める体制を整えていく必要があります。
- ・主管課や横断組織などは、本指針に基づく施策を総合的に事業展開していけるよう連携していく必要があります。

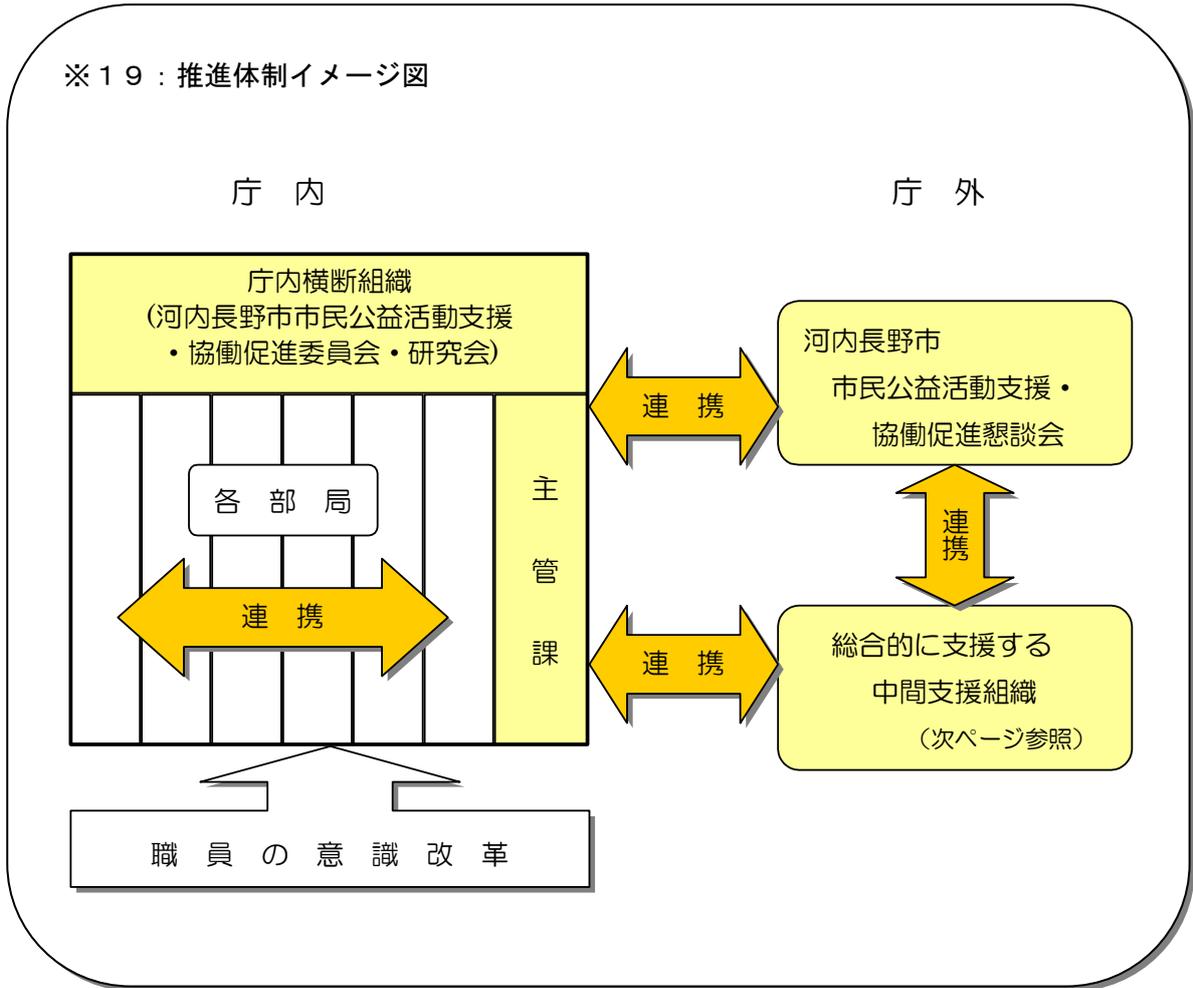
##### ② 職員の意識改革

- ・総合的に市民公益活動を支援し、協働を促進していくためには、職員は指針の趣旨や方向性を的確に理解し、実践していくことが求められることから、職員研修や人材交流を通じた職員の意識改革を行っていく必要があります。
- ・また、職員も市民個人としての側面を持っていることから、市民公益活動への理解を深めるためにも、職員の市民公益活動への参加を積極的に推進していく必要があります。

#### (2) 市民公益活動支援・協働促進懇談会の設置（庁外組織）

- ・今後、指針に基づいて展開される施策などについて幅広い立場から意見を求められるよう、市民や市民公益活動団体、学識経験者などで構成する懇談会を引き続き設置していく必要があります。

※19：推進体制イメージ図



## 2. 中間支援組織の整備

市民公益活動の支援や協働を促進するためには、市民公益活動を分野や地域にとらわれず総合的に支援を行うとともに、多様な担い手をつないでいくための組織が必要となります。

### (1) 中間支援組織とは

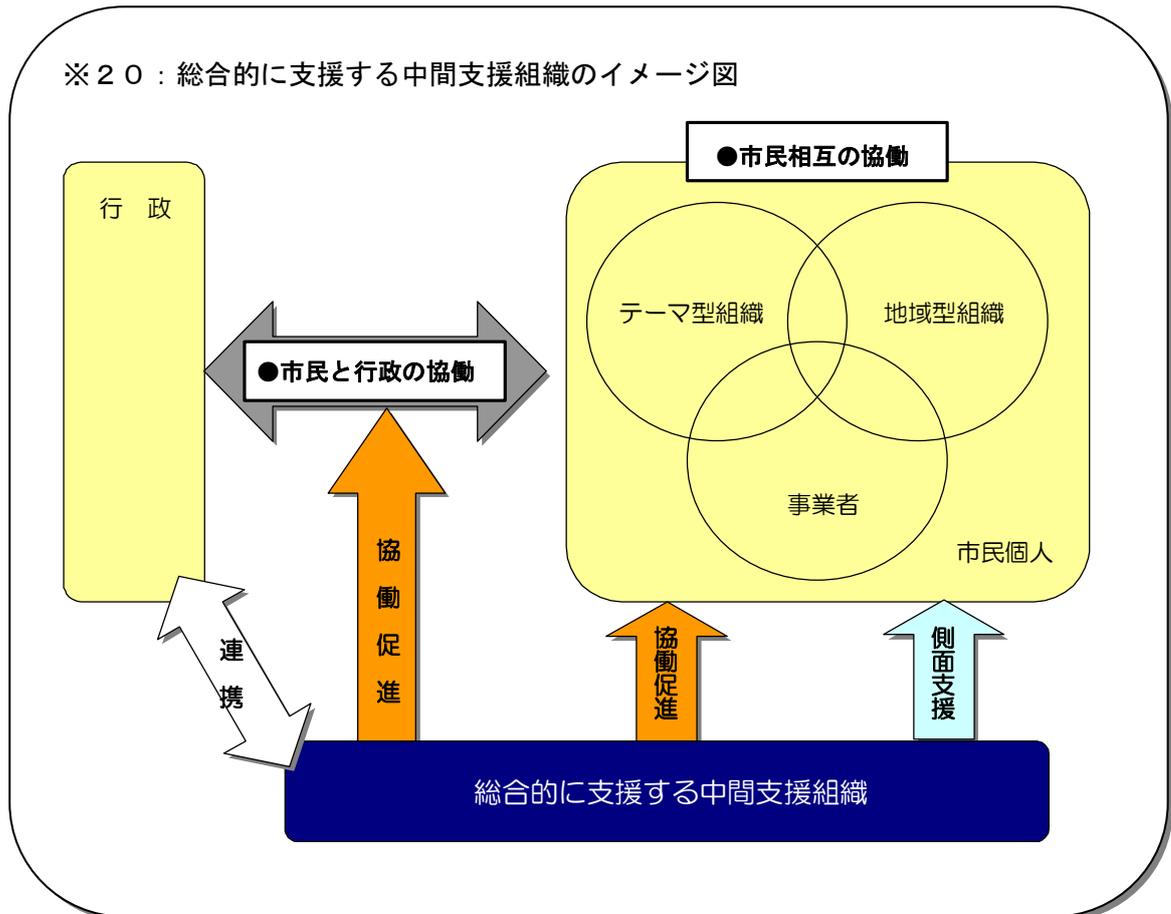
- ・ 中間支援組織とは、テーマ型組織や地域型組織などが行う市民公益活動を総合的に支援するとともに、行政や市民公益活動団体、事業者など様々な担い手のパイプ役として、中立的な立場から連携を図り、協働を促進する役割を担う組織のことです。

#### ● 中間支援組織の主な機能

- ・ 情報の収集・提供機能
- ・ 人材育成機能
- ・ 相談・助言機能
- ・ 立ち上げ支援機能
- ・ コーディネート機能
- ・ ネットワーク支援機能
- ・ 調査・研究機能
- ・ 評価機能

## (2) 総合的に支援する中間支援組織

- ・これまで市民公益活動を支援してきた組織は、主に分野を絞った専門的な機関として存在してきました。
- ・しかしながら、近年、分野を越えた課題や活動が出てきていることから、これら組織の連携を進めながら、分野や地域にとらわれずに市民公益活動の総合的な支援及び協働の促進を効果的に図っていくことができる、安定的で継続的な中間支援組織が必要となっています。(※20参照)。





# 資料

資料 1 : 策定の手順について

資料 2 : 策定の経過について

資料 3 : 提言の策定体制

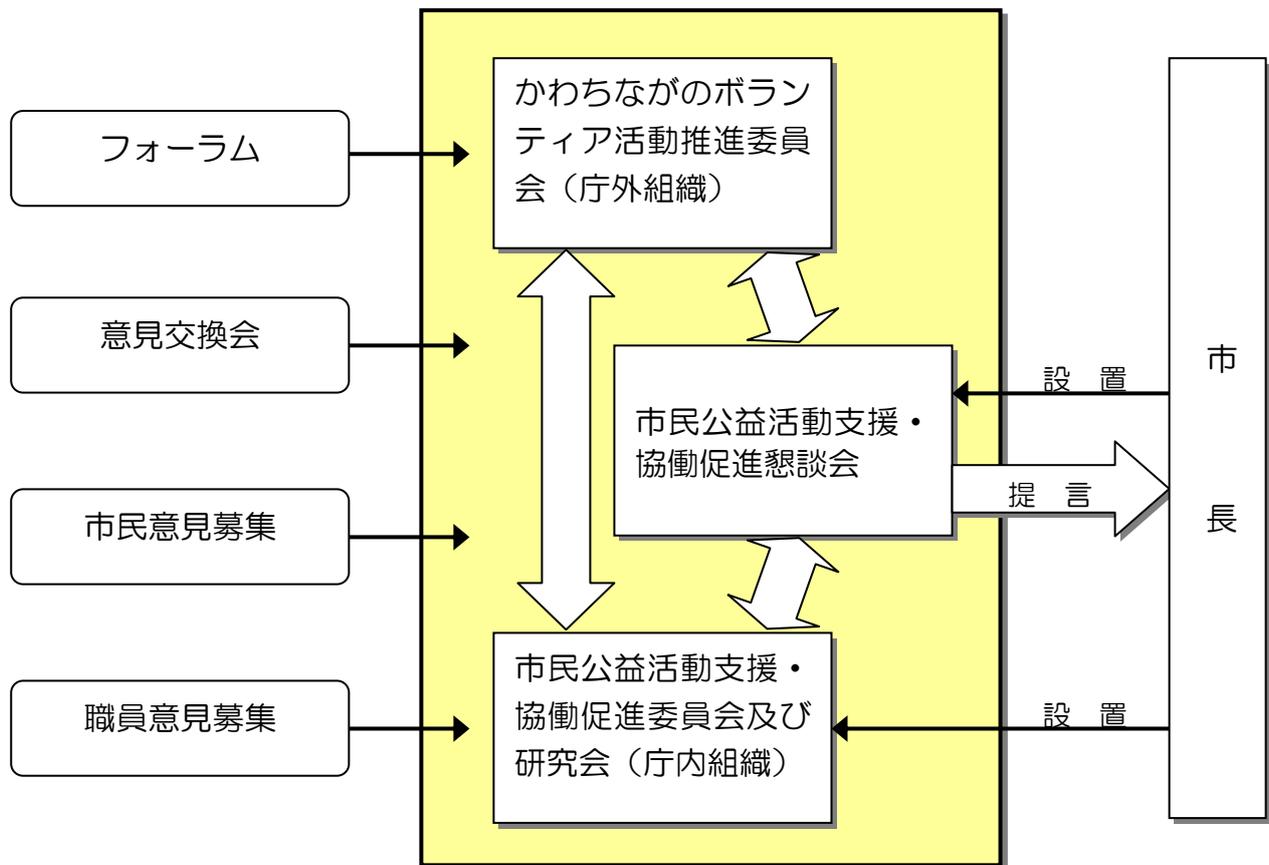
資料 4 : 河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会設置規程

資料 5 : 河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会名簿

資料 6 : 河内長野市市民公益活動支援・協働促進委員会設置規程



資料 1 : 策定の手順について



## 資料 2 : 策定の経過について

### ●河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会

第 1 回会議	H16. 6. 10	「委員委嘱、懇談会の位置付け、自己紹介、これまでの施策について」
第 2 回会議	H16. 7. 30	「河内長野市の市民公益活動の現状について①：NPO法人、ボランティア団体」
第 3 回会議	H16. 9. 2	「河内長野市の市民公益活動の現状について②：福祉、青少年関係」
第 4 回会議	H16. 10. 29	「河内長野市の市民公益活動の現状について③：社会福祉協議会、自治会関係」
第 5 回会議	H17. 1. 6	「河内長野市の市民公益活動の現状について④：自治会関係」 「これまでのボランティア活動支援の評価について」 (かわちながのボランティア活動推進委員会から)
第 6 回会議	H17. 3. 8	「市民公益活動とは、市民公益活動の意義、支援・協働の原則など」
第 7 回会議	H17. 4. 20	「前回のまとめ、市民公益活動の支援策①の検討など」
第 8 回会議	H17. 6. 8	「市民公益活動の支援策②の検討、推進のしくみなど」
第 9 回会議	H17. 7. 20	「協働事業の課題と方向性について」(庁内検討組織から) 「地域型組織について、これまでの修正部分の確認」
第 10 回会議	H17. 10. 12	「協働によるまちづくり、市民と行政の協働、市民相互の協働など」
第 11 回会議	H17. 11. 29	「意見交換会～協働によるまちづくりをめざして～」
第 12 回会議	H18. 1. 11	「簡素化案について、協働によるまちづくり、市民相互の協働など」
第 13 回会議	H18. 2. 20	「はじめに、前回の修正項目について」
第 14 回会議	H18. 3. 28	「中間案について」
第 15 回会議	H18. 7. 4	「市民意見に対する回答について、提言の策定について」
第 16 回会議	H18. 7. 11	「提言の提出」

### ●その他

河内長野市市民公益活動支援・協働促進委員会 計 6 回開催

河内長野市市民公益活動支援・協働促進研究会 計 1 1 回開催

かわちながのボランティア活動推進委員会 計 1 1 回開催

### ●市民参加

- ・市民公益活動支援・協働促進フォーラム

開催日：平成 17 年 11 月 19 日（土）

場所：三日市市民ホール 参加者：65 名

- ・市民公益活動支援・協働促進意見交換会

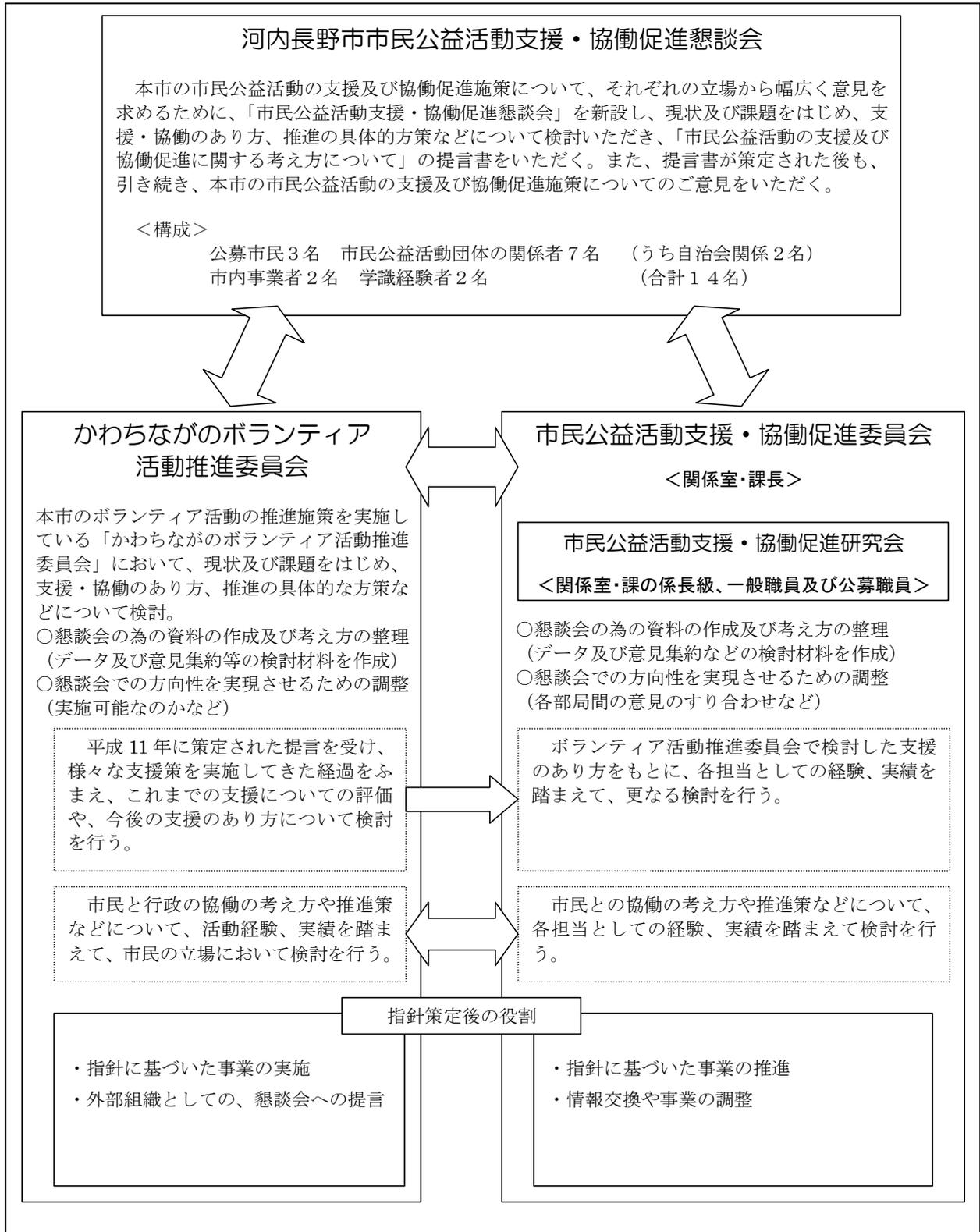
開催日：平成 17 年 11 月 29 日（火）

場所：市役所 802 会議室 参加者：48 名（市民 27 名、市職員 21 名）

- ・市民意見募集（平成 18 年 5 月 1 日～5 月 31 日）

提出意見：10 件（4 名）（併せて庁内での職員意見募集も実施）

資料 3 : 提言の策定体制



(第 1 回懇談会資料から)

## 資料4：河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会設置規程

平成16年3月8日

規程第6号

(設置)

第1条 市民との協働によるまちづくりをめざし、市民公益活動の支援及び協働促進のあり方について、それぞれの立場から幅広く意見を求めるため、河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、河内長野市が行う市民公益活動の支援及び協働促進施策に関する基本的事項について検討し、提言するものとする。

(組織)

第3条 懇談会は、14名以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市民公益活動団体の関係者
- (3) 市内事業者
- (4) 学識経験者

2 委員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、懇談会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 懇談会の会議は、原則公開とする。ただし、当該会議を公開することにより、議事運営その他会議の目的が達成できなくなると認められるときは、懇談会の会議を非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、別に定める部署において行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この規程の施行の日以後最初に委嘱された委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成18年4月30日までとする。

資料5：河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会名簿

(提言策定に関わった委員)

	氏名	所属
会長	久 隆浩	近畿大学 理工学部 社会環境工学科
副会長	飯田 真友美	社会福祉法人 大阪ボランティア協会
委員	上奥 雅勇	三日市小学校区連合町会
委員	浦田 真樹	社会福祉法人 河内長野市社会福祉協議会
委員	大畑 幸子	河内長野市老人クラブ連合会(第11回から第14回まで)
委員	奥谷 昭子	河内長野市老人クラブ連合会(第10回まで)
委員	川口 純子	公募市民
委員	芝田 昭典	野作区自治会
委員	芝本 清一	河内長野市青少年健全育成協議会(第15回から)
委員	常石 宜子	かわちながのボランティア活動推進委員会
委員	塔本 勝	河内長野市商工会
委員	中田 壽子	特定非営利活動法人 たすけあい
委員	中林 孝子	河内長野市青少年健全育成協議会(第14回まで)
委員	長尾 常雄	河内長野市老人クラブ連合会(第15回から)
委員	松本 幸久	公募市民
委員	吉野 美津子	公募市民
委員	南 直樹	河内長野市青年会議所

## 資料6：河内長野市市民公益活動支援・協働促進委員会設置規程<指針策定時>

平成16年7月7日  
河内長野市規程第24号

### (設置)

第1条 市民による主体的なまちづくりを図り、市民が主体となって行う公益活動（以下「市民公益活動」という。）を支援するとともに、市民公益活動との協働を促進するため、河内長野市市民公益活動支援・協働促進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市民公益活動への支援に関すること。
- (2) 市民公益活動との協働に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長には企画総務部市民協働室長をもって充て、副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員には、別表に掲げる職にある者及び委員長が特に指名する者で組織する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総理し、これを代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (研究会)

第6条 委員会の事務を円滑にするため、委員会に市民公益活動支援・協働促進研究会（以下「研究会」という。）を置くことができる。

- 2 研究会は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 委員会の会議において議論すべき事項の調査、研究及び調整に関すること。
  - (2) その他第1条の目的を達成するために必要な具体的事項に関すること。
- 3 研究会は、別表に掲げる者が推薦する実務を担当する職員及び公募職員をもって構成する。
- 4 研究会には座長及び副座長それぞれ1名を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- 5 座長は、必要に応じて研究会を招集し、座長がその議長となる。
- 6 座長は、必要と認めるときは関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

- 7 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。
- 8 研究会の運営に関する事項は、座長が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、別に定める部署において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規程第10号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規程第14号抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別表(第3条及び第6条関係)

市民文化部	生涯学習推進室長 人権推進室長
保健福祉部	福祉政策室長 保健政策室長
環境経済部	環境政策室長 産業政策室長
都市建設部	都市計画室長 道路交通室長
企画総務部	企画経営室長 総務室長
市長直轄	危機管理室長
教育委員会事務局教育部	学校教育室長 社会教育室長

河内長野市 総務部 市民協働課

住所：〒586-8501

河内長野市原町1丁目1-1

電話：0721-53-1111

FAX：0721-56-1761

E-mail：[shiminsanka@mbox.city.kawachinagano.osaka.jp](mailto:shiminsanka@mbox.city.kawachinagano.osaka.jp)